

ソウル地方税務士会との懇談会 次第

司会 神田 宗豪 国際部委員

日時 2023年11月1日(水) 午前10時～11時30分

場所 ヒルトン東京お台場 3階会議室

出席者 【ソウル地方税務士会】
林 采 洙 会長 他8名
【東京税理士会】
足達 信一 会長他 11名

1. 開 会 中牧 秀夫 専務理事

2. 挨拶 東京税理士会 足達 信一 会長
ソウル地方税務士会 林 采 洙 会長

3. 出席者紹介

4. 懇談会(意見交換、質疑応答を含む)

(午前10:30～11:15)

座長 西山 敦 国際部副部長

《ソウル地方税務士会からのテーマ》 (説明者：中牧秀夫 専務理事)

○東京税理士会の収益事業活動について

(東京税理士協同組合との関係に係る基本的事項の確認を含む)

《東京税理士会からのテーマ》 (説明者：趙德熙 国際協力委員)

○税理士業務におけるICTの利活用について

5. その他意見交換

(午前11:15～11:25)

6. 閉 会 加藤 眞司 副会長

임원명단 (役員名簿)

| 姓名 | 寫眞 | 職位 | 英文 |
|-----|---|-----------------------------------|------------------|
| | | | 日文 |
| 林采洙 |  | 會長 | Lim, Chae Soo |
| | | President | イム・チェス |
| 黃熙坤 |  | 副會長 | Hwang, Hee Gon |
| | | Vice President | ファン・フィゴン |
| 金信言 |  | 總務理事 | Kim, Shin Eon |
| | | Director of General Affairs | キム・シンオン |
| 慶準鎬 |  | 國際理事 | Kyoung, Chun Ho |
| | | Director of International Affairs | キヨン・ジュンホ |
| 卞正熙 |  | 國際協力委員長 | Byeon, Jeong Hee |
| | | International Affairs Committee | ピョン・ジョンフィ |
| 金泰雄 |  | 國際協力委員 | Kim, Tae Woong |
| | | International Affairs Committee | キム・テウン |
| 趙德熙 |  | 國際協力委員 | Cho, Duk Hee |
| | | International Affairs Committee | チョウ・ドッキ |
| 趙仁正 |  | 國際協力委員 | Cho, In Jung |
| | | International Affairs Committee | チョ・インジョン |
| 金德奉 |  | 事務局 | Kim, Duk Bong |
| | | secretariat | キム・ドクボン |

東京税理士会 懇談会出席者名簿

| | 사진 | 직위 | 성명 | 한국어(직위) | 한국어(성명) |
|----|---|-------------|-------|---------|----------|
| 1 |  | 会 長 | 足達 信一 | 회장 | 아다치 신이치 |
| 2 |  | 副会長 | 加藤 眞司 | 부회장 | 가토 신지 |
| 3 |  | 副会長 | 平井 貴昭 | 부회장 | 히라이 다카아키 |
| 4 |  | 専務理事 | 中牧 秀夫 | 전무이사 | 나카마키 히데오 |
| 5 |  | 総務部長 | 岡本 恭子 | 총무부장 | 오카모토 교코 |
| 6 |  | 国際部副部長 | 西山 敦 | 국제부부부장 | 니시야마 아쓰시 |
| 7 |  | 国際部副部長 | 服部 友秀 | 국제부부부장 | 핫토리 도모히데 |
| 8 |  | 国際部委員 | 神田 宗豪 | 국제부위원 | 간다 무네쓰요 |
| 9 |  | 国際部委員 | 田尻 吉正 | 국제부위원 | 다지리 요시마사 |
| 10 |  | 事務局 (局長) | 西尾 久之 | 사무국(국장) | 니시오 히사유키 |
| 11 |  | 事務局 | 高橋 大 | 사무국 | 다카하시 다이 |
| 12 |  | 事務局 | 森川 愛子 | 사무국 | 모리카와 아이코 |

ソウル地方税務士会との懇談会 資料

日時：2023年 11月 1日(水)

午前10時～11時30分

場所：ヒルトンお台場東京

東京税理士会

東京税理士会の収益事業について

東京税理士会は、法人税法上の「公益法人等」として区分されており、法人税法施行令第5条第1項に特掲される34種類の事業及び同事業に付随する事業のうち、不動産貸付業及び請負業を収益事業として行っております。

不動産貸付業については、本会が所有する会館の一部について本会の関連団体に対し貸付けを行っており、毎月その対価として受領する賃料や共益費などを収益として計上しております。また、その他、本会の「東京税理士会館会議室使用取扱要領」に規定された、本会の支部、関連団体及び日本税理士会連合会その他会員が構成員である団体等の求めに応じて、本館内にある会議室の貸付けを行っており、賃料と同様に、その対価として受領する会議室使用料を収益として計上しております。令和4年度の当該収益は、合わせて約1,700万円となっております。一方、収益に対する費用については、本館の修繕費用、保守費用、清掃料及び減価償却費等を全体の床面積と賃貸部分の床面積とを案分により算出し計上しております。

請負業については、国が公募する『確定申告期における「無料申告相談」の税理士業務の委託』や『「確定申告電話相談センター」における税理士業務等の委託』等の事業を本会が受託（以下「受託事業」という。）し、本会の会員が納税者に対し、所得税や消費税について申告相談及び申告指導等を行うものです。

「受託事業」は、国から支払われる金額を収益として計上し、当該事業に従事した会員への謝金や説明会開催費用などを費用として計上しております。令和4年度の受託事業収益は、約1億6,800万円となっております。

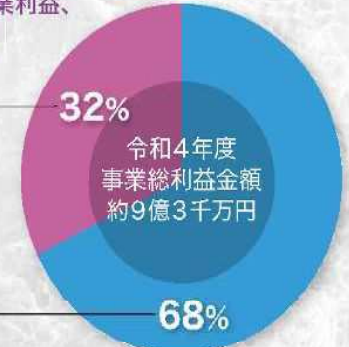
東京税理士協同組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、昭和36年(1961年)に設立されて以来60年以上にわたり、組合員及び準会員等の経済的利益を守り、発展させるために活動してきました。

- 具体的には、
- 1) 身近で役に立つ事業を組合員等に特別価格で提供
 - 2) 本組合の収益は組合員等のために役立つ
 - 3) 新規事業は「組合員等に役立つこと」を前提に選定し、推進する

ただ、これらの活動を継続し提供していくためには、財政的基盤の確保が欠かせません。

本組合では、金融事業や共同購入事業等の諸事業を進める一方、東税協共栄会や全国税理士共栄会の保険推進を行い、収益を確保しています。特に二つの保険事業がもたらす収益は、本組合財政の7割近くを占める重要な事業となっているため、本組合は保険事業に大きな力を入れています。そうして確保した収益を、右のように役立てています。

共同購入事業利益、報酬自動事業利益
共済事業利益、
その他



東税協共栄会事務受託利益
全税共事務受託利益

組合員等のために活用した収益の内訳

- 東京税理士会：年間約6千万円
会員研修会関係費用など
- 支所(支部)：年間約1億5千万円
支所交付金、支部会報広告費など
- 組合員、準会員：年間約9千万円
特別優待券、確定申告早見表など

日本税理士会連合会

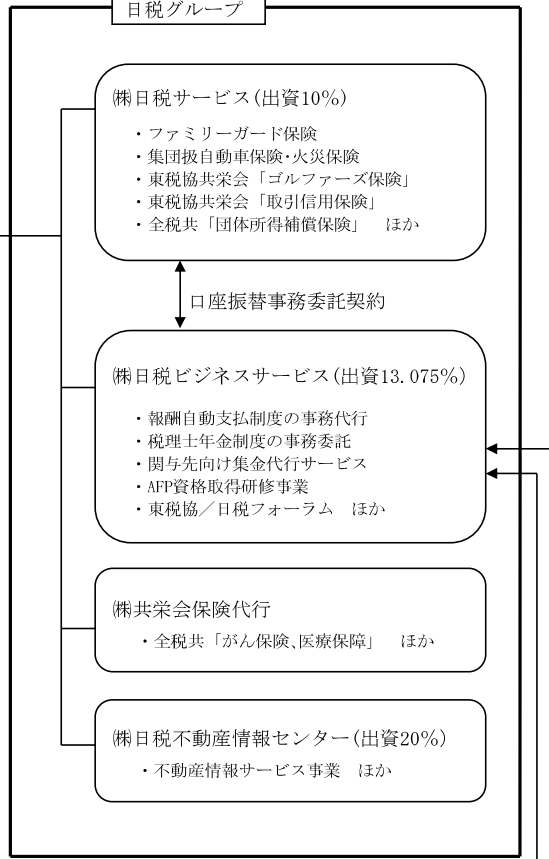
東税協共栄会

大同生命
経営者大型保障プラン

日本システム収納㈱

東京税理士会
・会員研修会関係費用
・東京税理士界広告掲載料 ほか

東京税理士協同組合



- 支部・ブロック
- ・支部定期総会時(@¥30,000)
 - ・支部年末年始会合時(@¥30,000) × 1
 - ・常会時(@¥30,000) × 2
 - ・支部新会員説明会時(@¥30,000) × 2
 - ・支部機関紙(@¥50,000) × 4
 - ・ブロック別支部連絡協議会(@¥100,000)
 - ・ブロック研修会(@¥300,000) × 2
 - ・支部及び合同研修会(@¥100,000) × 2

会員

支所

支所交付金(令和5年度)
総額1億3,610万円

- ・均等割1支所 40万円 × 48
- ・実績割総額 11,190万円
- 【基準 10,230万円】
- ・コロナ対策費 960万円
- ・加入者割総額 500万円

組合員・準会員

- ・特別優待券
- ・書籍等の特別価格販売
- ・弔慰金
- ・確定申告の早見表

日本税理士協同組合連合会

- ・税務手帳等日税連監修、編集推薦図書の販売斡旋
- ・日本税協連福祉会「生命共済制度(優Youプラン)」
- ・インターネットを利用した書籍の販売斡旋(e-hon) ほか

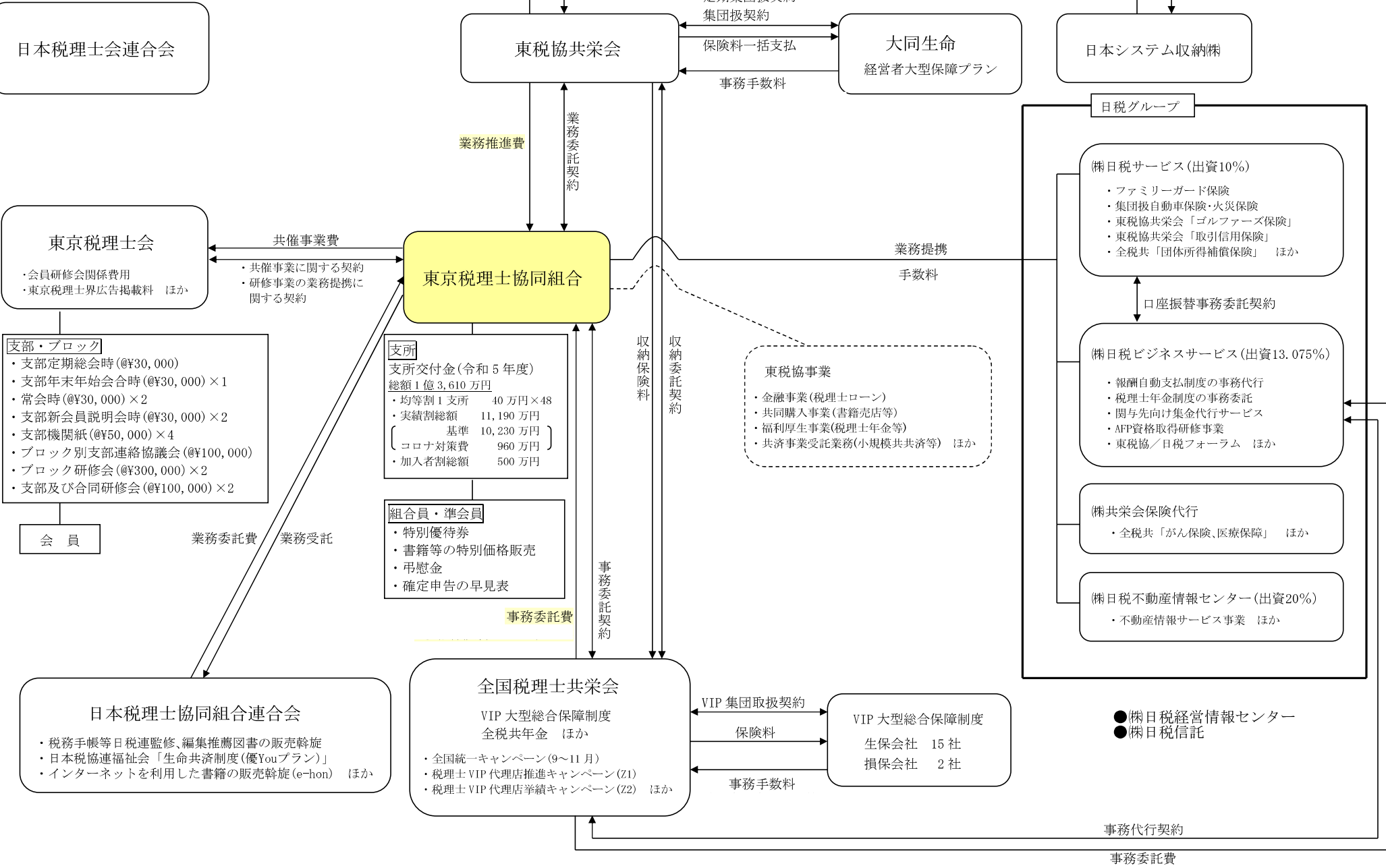
全国税理士共栄会

VIP 大型総合保障制度
全税共年金 ほか

- ・全国統一キャンペーン(9~11月)
- ・税理士VIP代理店推進キャンペーン(Z1)
- ・税理士VIP代理店実績キャンペーン(Z2) ほか

VIP 大型総合保障制度

生保会社 15社
損保会社 2社



多彩な事業で 事務所の繁栄をお手伝い

ご利用ください、東税協の事業

書籍等の購入

税理士業務に関する専門書店「直営売店」

事務所業務をサポート

税理士ローン
報酬自動支払制度
関与先向け集金代行サービス
／日税ビジネスサービス、NSS日本システム収納
東税協リース・オートリース／イチネン、JA三井リース
パーキング・カーリース事業
／名鉄協商、イチネンパーキング
不動産情報サービス事業
／日税不動産情報センター、三井住友トラスト不動産、
住友不動産販売
相続・事業承継支援事業／国土工営
M&A仲介サービス／ストライク、日税ビジネスサービス
トナーカートリッジ斡旋事業／日税ビジネスサービス
研修事業
AFP資格取得研修事業／日税ビジネスサービス
オフィス用品割引サービス／日税ビジネスサービス
IT機器割引サービス／デル・テクノロジーズ
オフィス用家具等の斡旋／くろがね工作所
書類保管サービス／富士防災警備
不動産管理代行／パワーズアンリミテッド
在宅SE人材サービス／コネクティル
エレベーターの保守管理・リニューアル工事の斡旋
／ジャパンエレベーターサービスホールディングス
産業廃棄物処理の斡旋／リサイクル・ネットワーク
「電取くんライト」販売斡旋／日本法令

中小企業・個人事業主向けの共済制度を活用

小規模企業共済制度
中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）
中小企業退職金共済制度（中退共）

もしもの時に備える

税理士年金（東税協年金）
集団扱自動車保険
集団扱火災保険
東税協ファミリーガード保険
ゴルフアーズ保険
取引信用保険（共同被保険者方式）
弁護士サポートプラン

生活をサポート

税理士DCカード／三菱UFJニコス
税理士MUFG CARD Platinum
American Express Card／三菱UFJニコス
京王クレジットカード／京王百貨店
ドクターオブドクターズ・クラブ／日税サービス
墓所・墓石工事等の斡旋／メモリアルアートの大野屋
百貨店優待制度
各種返礼品等のご優待／高島屋日本橋店
ゴルフ場利用料優待／太平洋クラブ
ゴルフ会員権売買斡旋事業／桜ゴルフ
住宅メーカー斡旋事業
／大和ハウス工業、ミサワホーム、旭化成ホームズ、
住友林業、長谷工コーポレーション
紳士服斡旋事業／コナカ
オーダースーツ斡旋事業
／オンワードパーソナルスタイル
結婚相談サービス／芙蓉ファミリークラブ
自動車販売斡旋／レクサス、アウディ

組合が推進する保険事業

（東税協共栄会の主な事業）
経営者大型保障プラン
事業総合傷害保険（あんしん財団）
（全税共の主な事業）
VIP大型総合保障制度
全税共年金
会員サービス等
税理士VIP代理店制度
（日本税協連の主な事業）
優Youプラン
3大疾病保障共済制度

東京税理士協同組合

<https://www.tozeikyo.or.jp>



事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008
直営売店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

【参考資料】

東京税理士会の現状

令和5年11月

税理士登録者・税理士法人届出数

令和5年9月末日現在

| | 登録者数 | 開業 税理士 | 社員 税理士 | 所属税理士 | | 税理士法人 | | |
|----|--------|-----------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | 開業 | 法人 | 本店 | 支店 | 計 |
| 全国 | 80,988 | 55,719 | 13,069 | 5,966 | 6,234 | 4,937 | 2,723 | 7,660 |
| 東京 | 24,150 | 15,862 | 3,780 | 1,446 | 3,062 | 1,474 | 550 | 2,024 |
| | 29.81% | 28.46% | 28.92% | 24.23% | 49.11% | 29.85% | 20.19% | 26.42% |

目 次

| | |
|--------------------|----|
| 1. 令和5年度事業計画 | 1 |
| 2. 令和5年度予算大綱 | 3 |
| 3. 機構図 | 4 |
| 4. 租税教育の実施状況 | 5 |
| 5. 税務支援（独自事業）の実施状況 | 6 |
| 6. ブロック別支部会員数一覧表 | 9 |
| 7. 支部一覧 | 10 |
| 8. 全国税理士会一覧 | 11 |

令和5年度事業計画

I. 基本方針

社会経済の変革を的確に捉え、税理士の使命を達成し、国民のための租税制度及び税理士制度の確立を図ることを基本方針とする。

この方針に基づき、税制及び税務行政の改善のための研究、提言及び建議を積極的に行うとともに、研修の受講義務への対応、資質の向上、品位の保持、業務の改善、業務環境の整備を図る。

さらに、税理士の職能を活かした社会貢献活動を推進し、併せて我が国の経済活性化を目的とする政策の中で、特に中小企業を支援する諸施策に対する協力、提言等を行い、国民の信頼に応える。

II. 重点施策

1. 税制及び税務行政に関する諸問題について調査研究して建議するとともに、パブリックコメント等に対し意見及び要望書を提出するなど適切に対応する。また、適格請求書等保存方式や事業者免税点制度などの見直しを含め、消費税のあり方について引き続き検討し、必要な提言等を行う。
2. わが国が目指すデジタル社会へ向けて税理士制度を取り巻く環境が変化する中で、より一層国民のための制度となることを目指して、引き続き次なる税理士法改正の実現に向けて日税連等と連携し適切な施策を講じる。また、改正された税理士法について広く会員へ周知を行う。
3. 会員の倫理の高揚及び信用と品位の保持、特に名義貸し行為の未然防止、帳簿作成義務並びに税理士法をはじめ諸法令の遵守徹底を図り、重大な違反行為について会則上の処分を行う。また、非税理士の税理士法違反行為の排除と未然防止のための対策を強化し、悪質な事案については告発する。
4. 会員の業務及び会員事務所のデジタル化をさらに推進するとともに、本会会務及び支部業務におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）推進について検討し、「デジタル化相談室」の活用等所要の施策を実施する。また、政府における「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく行政サービスのオンライン化やマイナポータルを活用した情報連携及びマイナンバー制度の動向等を注視し、日税連等と連携して所要の方策を講じる。
5. 納税者の信頼を高めるよう税務支援事業を実施し、特に「納税者支援センター」の運営等本会及び支部の独自事業の充実を図る。また、予約制を実施するなど税務相談の環境整備に努める。
6. 中小企業等の存続、成長、発展を図るとともに、創業と事業承継について、関係省庁や地域金融機関等と幅広く連携し、積極的な諸施策を検討、実施する。特に「日税連事業承継サイト『担い手探しナビ』」については、中小企業の事業承継に資するよう、会員に広く周知を行う。
7. 会員の研修受講時間達成のため、日税連、支部及び関連団体との連携や研修サイトの利用拡大、マルチメディア研修を柱とする研修メニューの多様化等、有用な研修事業を実施するとともに、会員の研修受講環境の改善に資する施策を実施する。
8. 国民に信頼される租税制度の発展に資するため、関係諸機関と連携して、租税教育等に関する施策の更なる充実を図る。また、日税連及び関係団体等と連携して、広く国民の年代や環境に応じた会計及び租税に関する理解と知識の普及に関し適切な対応を行う。
9. 税理士登録事務を適正に行い、登録申請者、変更登録を懈怠した者及び税理士証票の定期交換を行うべき者に対し、必要に応じて指導又は助言を行う。
10. 「東京税理士会成年後見支援センター」の適切な運営及び会員への周知等、成年後見制度に関する施策の充実を図る。また、税理士がその職能を活かして行う公益的業務の拡充を積極的に進める。
11. 税理士業務の円滑な遂行に資するため、書面添付制度のより一層の推進、税務調査手続の改善に関する提案、適格請求書等保存方式及び電子帳簿保存法の会員への周知等所要の施策を講じる。また、会員相談室の

運営など会員の業務に資する施策について、さらなる充実に努めるとともに、他の税理士会との相互協力を図る。

12. 対外広報に関する施策について、日税連、関連部・委員会と連携して本会及び税理士としての見解、主張を迅速、的確に発信し、社会における税理士制度への理解を更に深めるため、特に若年層に対する施策の充実に努める。
13. 我が国の税制及び税務行政の改善に関する検討に資するため、諸外国の税制等の現状を調査研究する。また、友好協定等を締結している諸外国の税務専門家団体との相互情報交換等を行う。
14. 日税連がホスト団体となるAOTCA東京会議に向け、本会として必要な支援を実施する。
15. 本会の将来的なビジョン並びに長期的視点に立った税理士会の活動を担う人材の育成や、政府の男女共同参画の指針を踏まえて多くの会員が会務に参加するための環境整備を行うとともに、会務運営・財務状況の改善に資する企画・立案等を行う。
16. 支部長会及び理事会、ブロック活動、厚生活動、会報の発行等の諸事業を通じて、本会会務全般にわたり会員の意思が反映されるよう努める。また、本会会務の充実に努めるため、他の税理士会との意見、情報交換の協議会を開催するとともに、関連団体とは本会事業の諸施策について協力を深める。

令和5年度予算大綱

適正な財政基盤を維持しつつ、事業計画に基づき「①税制及び税務行政に関する諸問題についての調査研究及び建議、②会員の品位保持のための諸施策の実施、③会員業務等のデジタル化への推進及びその対応、④税務支援事業の拡充、⑤中小企業を支援する諸施策の検討、実施、⑥研修受講義務の履行達成のための対応、⑦租税教育等に関する施策の充実、⑧公益的業務の拡充、⑨対外広報の推進、⑩令和5年度開催予定の日税連主催AOTCA国際会議への必要な支援の実施、⑪会務執行の充実、強化」等の重点施策を網羅した効率的な予算編成を行った。

次期繰越収支差額を含む予算総額は、37億9,361万円であり（下記円グラフ参照）、会計区分毎の予算概要は、次のとおりである。

1. 一般会計（内訳表参照）

(1) 事業活動収支の部

収入は、会員数の増加による会費収入等の増加が見込まれるため、22億9,877万円とし、支出は、重点施策実現のための予算を拡充する一方、引き続き事業費支出等の見直しを行い、24億9,544万円（会計間内部取引を含む）とした。

(2) 投資活動収支の部

基本財産取得支出として、建物減価償却引当預金積立支出を計上し、特定資産取得支出として、会館建設費積立預金積立支出、特別修繕積立預金積立支出、災害対策積立預金積立支出、電子システム積立預金積立支出、公開研究討論会積立預金積立支出及び退職給付引当預金積立支出を計上した。

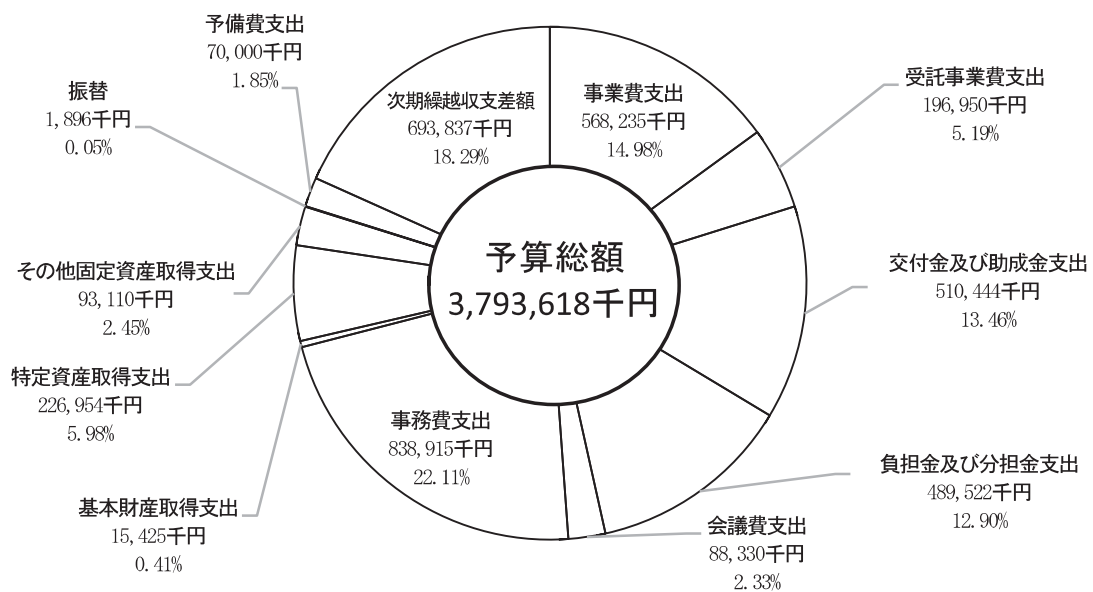
また、その他固定資産取得支出として備品等取得費支出を計上した。

2. 受託事業特別会計（内訳表参照）

受託事業収入の全額を受託事業費及び事務費として支出することとし、受託事業規模が想定できないため、一般会計から1,000万円を繰り入れた。

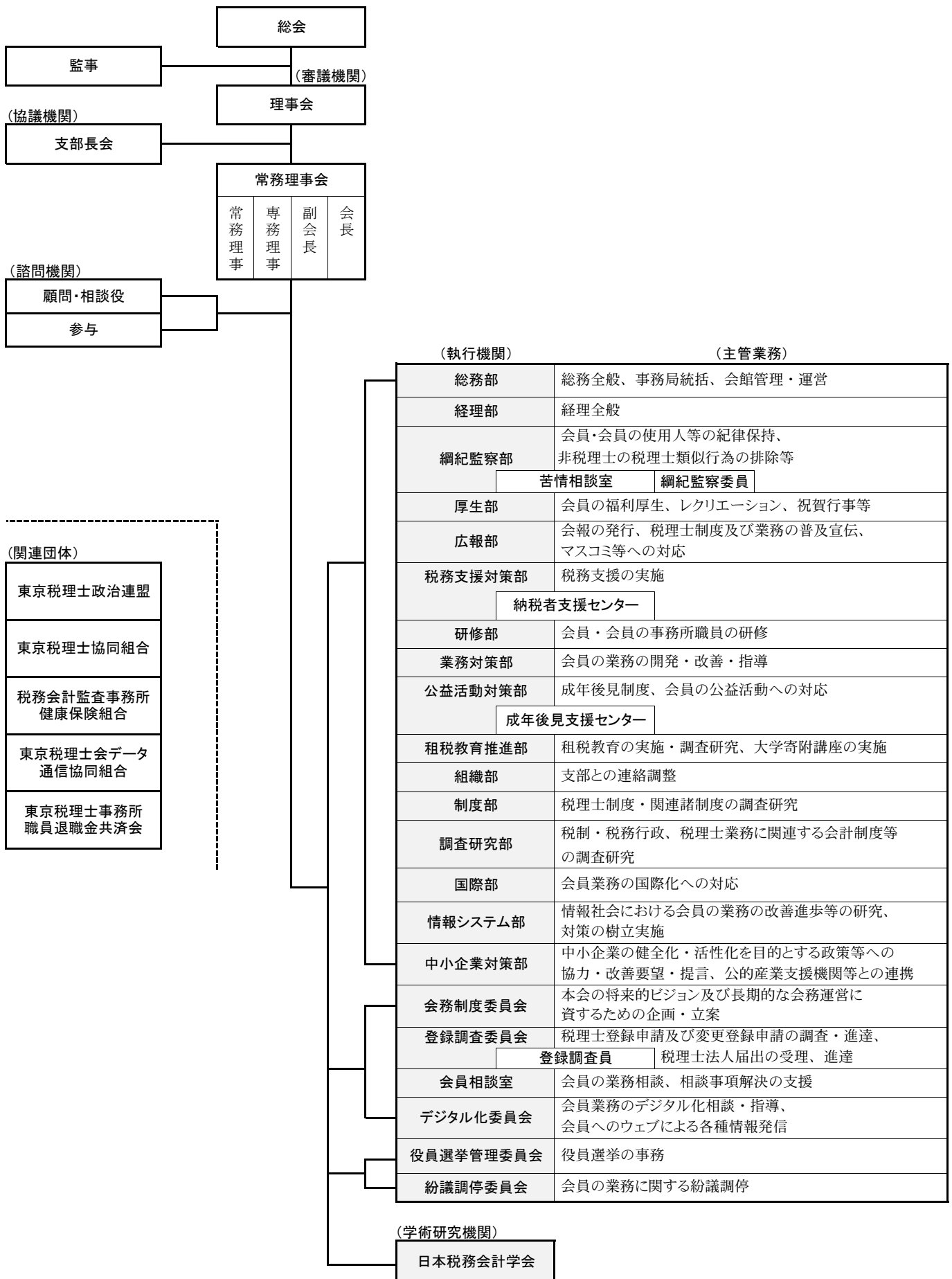
なお、余剰金が生じた場合は、全額を一般会計に戻し入れることとする。

予算総額（3,793,618千円）



II. 本会会務執行の機関と事務局の事務分掌

1. 本会会務執行の組織・機構図



令和4年度租税教育事績

A. 小学校

| 件数(=コマ数) | 延べ受講生徒数(人) | 延べ派遣講師数(人) |
|----------|------------|------------|
| 1,654 | 47,213 | 2,622 |

B. 中学校

| 件数(=コマ数) | 延べ受講生徒数(人) | 延べ派遣講師数(人) |
|----------|------------|------------|
| 588 | 20,671 | 931 |

C. 高等学校

| 件数(=コマ数) | 延べ受講生徒数(人) | 延べ派遣講師数(人) |
|----------|------------|------------|
| 109 | 4,144 | 130 |

D. 大学・専門学校

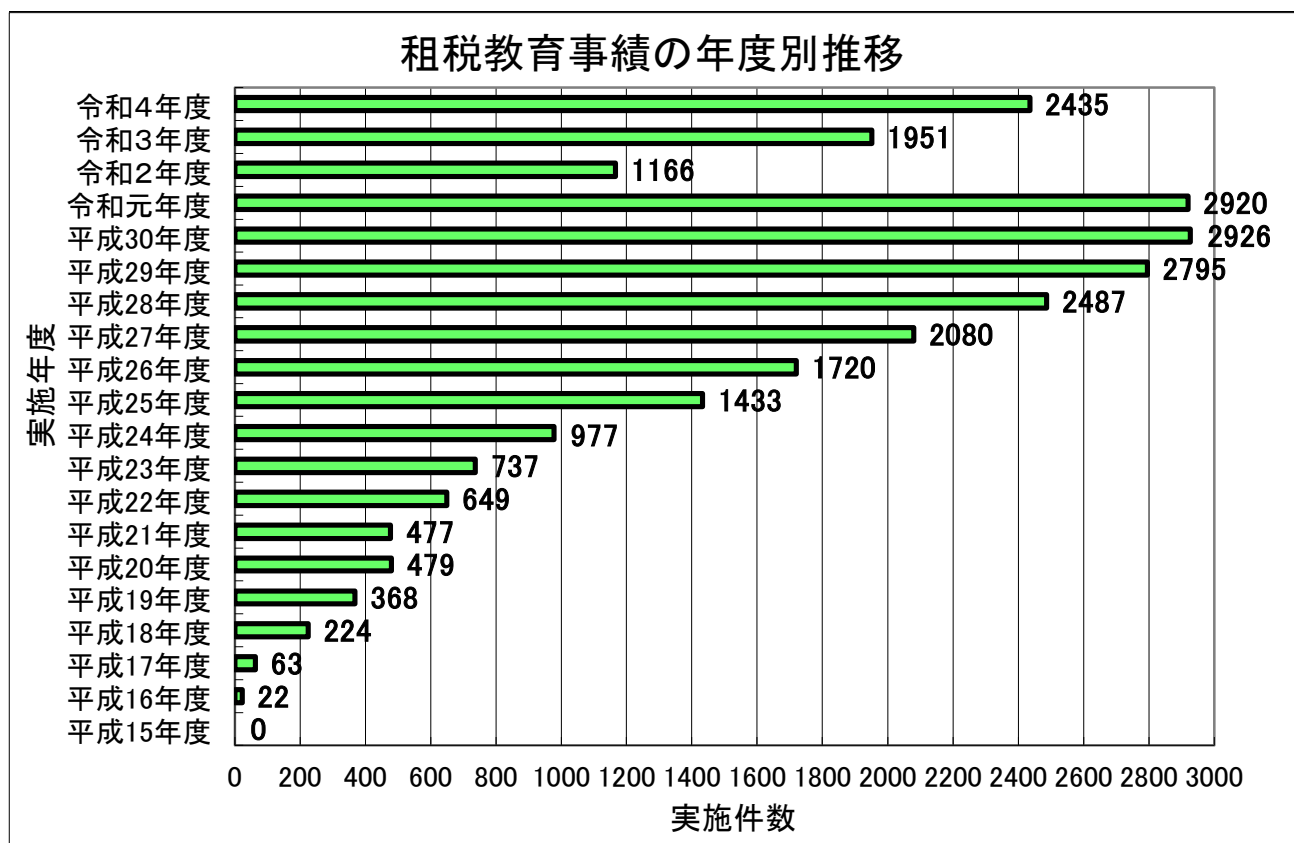
| 件数(=コマ数) | 延べ受講生徒数(人) | 延べ派遣講師数(人) |
|----------|------------|------------|
| 82 | 4,067 | 91 |

E. 一般(社会人)

| 件数(=コマ数) | 延べ受講生徒数(人) | 延べ派遣講師数(人) |
|----------|------------|------------|
| 2 | 50 | 1 |

A ~ E合計

| 件数(=コマ数) | 延べ受講生徒数(人) | 延べ派遣講師数(人) |
|-------------|--------------|-------------|
| 2,435 | 76,145 | 3,775 |
| (前年度 1,951) | (前年度 59,348) | (前年度 3,082) |



令和4年度 税務支援(独自事業)の実施状況

納税者支援センター相談事績

| | 税 目 | | | | | | | 相談件数 | | |
|----|-----------|-----------|-----|------------|-----|-----|-----|-------|------|-------|
| | 所得税 一般 | 譲渡 所得税 | 法人税 | 相続・ 贈与税 | 消費税 | 地方税 | その他 | 電話件数 | 面接件数 | 合計 |
| 合計 | 1,934 | 528 | 184 | 1,796 | 108 | 66 | 229 | 3,782 | 678 | 4,460 |

島しょ地域相談結果(2/6～3/3実施)

| 島名 | 実施日数 | 相談所設置場所 | 担当延会員数 | 来所人員 | 申告書提出件数 |
|--------|-------|----------------------|--------|------|---------|
| 大島 | 2.5日 | 開発総合センター | 12.5 | 191 | 156 |
| 新島 | 1.5日 | 住民センター 若郷会館 | 6.0 | 114 | 98 |
| 式根島 | 1.5日 | 開発総合センター | 4.5 | 30 | 25 |
| 神津島 | 1.5日 | 生きがい健康センター | 4.5 | 69 | 57 |
| 三宅島 | 2.0日 | 阿古漁港船客待合所 (ここぽーと) | 8.0 | 80 | 64 |
| 八丈島 | 3.0日 | 町役場庁舎多目的ホールおじゃれ | 18.0 | 312 | 199 |
| 小笠原 父島 | 3.0日 | 地域福祉センター | 6.0 | 93 | 81 |
| 小笠原 母島 | 1.5日 | 母島支所 | 3.0 | 53 | 50 |
| 合計 | 16.5日 | 8島 | 62.5人 | 942人 | 730件 |

東京税理士会 納税者支援センターで 行う業務

税務に関する相談

退職金・年金・保険金等を受け取ったとき、医療費が多くかかったとき、相続・贈与があったときなど。

会計に関する相談

事業を行っている場合の帳簿の付け方、決算の仕方など。

その他の相談

上記以外でも税が関係する事柄についてご相談ください。

※相談時間は1人30分以内とさせていただきます。
また、既に税理士に依頼されている方はご遠慮ください。

東京税理士会納税者支援センター

(東京税理士協同組合会館内)

〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

開設時間

午前10時～午後4時(受付は3時半まで)
※正午～午後1時まで休憩

休業日

土・日・祝日及び
夏期、年末年始等

相談方法

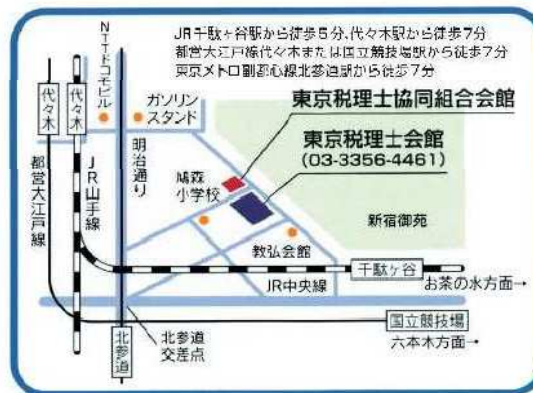
〈面接または電話による相談〉

相談専用電話 03-3356-7137

※相談は無料です。

東京税理士会ホームページ

<https://www.tokyozeirishikai.or.jp/>



東京税理士会

マイホーム・相続・年金・退職金・事業など

納税者支援

様々な税の相談に税理士がお答えします

センター



●相談専用電話●

03-3356-7137

平日午前10時～午後4時(受付は3時半まで)

※正午～午後1時休憩

私たちの暮らしには、いろいろな形で税が関わっています。
税法を知らないために、思わぬうちに損をしていることが
たくさんあります。お早めに税理士にご相談ください。



マイホームを売ったり
買ったりしたとき

House



相続や贈与が
あったとき

Inheritance



年金や退職金などを
受け取ったとき

Income



医療費が
多くかかったとき

Medical

税理士は
暮らしの
パートナー

税理士は「税理士法」という法律によって、税務に関する業務を独占的にを行う資格を与えられた専門家です。

納税者が税法にもとづいた適正な申告と納税ができるように代理人として税理士が援助することによって、申告納税制度（納税者が自分の納める税金の額を自分で計算し、確定申告書を提出して納める方式）が円滑・公正に運営されます。

税理士または税理士法人でない者は、たとえ無償であっても、他人の求めに応じて税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことはできません（税理士法第2条、第52条）。全国では8万人近い税理士が登録しています。また、税務で培った経験を生かし、成年後見や民事調停委員などの業務を行ったり、自治体の外部監査人として活躍しています。税理士は皆さんの身近な相談相手です。

税理士は必ず税理士会に所属しており、また、職務上知り得た秘密を守る義務（税理士法第38条）があります。安心してご相談ください。



ブ ロ ッ ク 別 支 部 会 員 数 一 覧 表

令和5年10月1日現在

| 第1ブロック | 支部名 | 個人 | 法人 |
|--------|-------|-------|-----|
| | 麴 町 | 2,680 | 239 |
| | 神 田 | 1,534 | 176 |
| | 日 本 橋 | 975 | 113 |
| | 京 橋 | 1,066 | 117 |
| | 芝 | 1,285 | 146 |
| | 麻 布 | 1,048 | 92 |
| 6支部 | 8,588 | 883 | |

| 第6ブロック | 支部名 | 個人 | 法人 |
|--------|-------|-------|----|
| | 板 橋 | 431 | 22 |
| | 練 馬 東 | 386 | 18 |
| | 練 馬 西 | 206 | 4 |
| | 豊 島 | 1,085 | 97 |
| | 王 子 | 385 | 33 |
| | 荒 川 | 237 | 15 |
| 6支部 | 2,730 | 189 | |

| 第2ブロック | 支部名 | 個人 | 法人 |
|--------|-------|-----|----|
| | 品 川 | 515 | 41 |
| | 荏 原 | 135 | 7 |
| | 大 森 | 210 | 16 |
| | 雪 谷 | 170 | 6 |
| | 蒲 田 | 211 | 16 |
| 5支部 | 1,241 | 86 | |

| 第7ブロック | 支部名 | 個人 | 法人 |
|--------|-------|-----|----|
| | 足 立 | 274 | 15 |
| | 西 新 井 | 144 | 4 |
| | 本 所 | 266 | 15 |
| | 向 島 | 91 | 4 |
| | 葛 飾 | 318 | 12 |
| | 江戸川北 | 278 | 22 |
| | 江戸川南 | 137 | 8 |
| | 江 東 西 | 242 | 12 |
| 江 東 東 | 196 | 15 | |
| 9支部 | 1,946 | 107 | |

| 第3ブロック | 支部名 | 個人 | 法人 |
|--------|-------|-------|-----|
| | 四 谷 | 1,021 | 119 |
| | 新 宿 | 1,000 | 110 |
| | 中 野 | 417 | 26 |
| | 杉 並 | 347 | 13 |
| | 荻 窪 | 315 | 11 |
| 5支部 | 3,100 | 279 | |

| 第8ブロック | 支部名 | 個人 | 法人 |
|--------|-------|-----|----|
| | 青 梅 | 142 | 8 |
| | 八 王 子 | 274 | 26 |
| | 日 野 | 193 | 8 |
| | 町 田 | 250 | 26 |
| | 立 川 | 496 | 49 |
| | 東 村 山 | 353 | 11 |
| | 武 蔵 野 | 468 | 24 |
| 武蔵府中 | 308 | 19 | |
| 8支部 | 2,484 | 171 | |

| 第4ブロック | 支部名 | 個人 | 法人 |
|--------|-------|-----|----|
| | 小 石 川 | 282 | 13 |
| | 本 郷 | 372 | 18 |
| | 浅 草 | 282 | 18 |
| | 上 野 | 514 | 44 |
| 4支部 | 1,450 | 93 | |

| 第5ブロック | 支部名 | 個人 | 法人 |
|--------|-------|-------|-----|
| | 世 田 谷 | 306 | 18 |
| | 北 沢 | 302 | 7 |
| | 玉 川 | 289 | 18 |
| | 目 黒 | 390 | 20 |
| | 渋 谷 | 1,268 | 153 |
| 5支部 | 2,555 | 216 | |

| | | | |
|-----|----------|--------|-----|
| 合 計 | 税理士会員数 | 24,094 | 名 |
| | 税理士法人会員数 | 2,024 | 事務所 |

東京税理士会支部一覧

| 支部 | 郵便番号 | 所在地 | | 電話番号 | FAX番号 |
|------|----------|------|-----------------------------|--------------|--------------|
| 麹町 | 102-0073 | 千代田区 | 九段北1-3-6 セーキビル | 3264-0049 | 3237-1569 |
| 神田 | 101-0054 | 千代田区 | 神田錦町2-5 第二亀谷ビル四階 | 3291-1345 | 3291-8018 |
| 日本橋 | 103-0013 | 中央区 | 日本橋人形町3-11-10 ホックク人形町ビル2階 | 3662-3979 | 3639-1727 |
| 京橋 | 104-0041 | 中央区 | 新富1-7-7 新富センタービル5階 | 3553-1788 | 3551-0978 |
| 芝 | 108-0014 | 港区 | 芝5丁目1番9号 豊前屋ビル4階 | 3453-6516 | 3453-8385 |
| 四谷 | 160-0004 | 新宿区 | 四谷3-7-6 NK第8ビル2階 | 3357-4858 | 3359-6609 |
| 麻布 | 106-0046 | 港区 | 元麻布3-2-21 ルミエール元麻布 301 | 3404-2886 | 3402-5929 |
| 小石川 | 112-0003 | 文京区 | 春日1-10-1 ホワイトパレス204号室(2階) | 3815-3313 | 3813-2109 |
| 本郷 | 113-0033 | 文京区 | 本郷2-40-7 YGビル4階 | 3814-3709 | 3814-3906 |
| 上野 | 110-0008 | 台東区 | 池之端1-1-7 池之端ハイマンション2階 | 3831-8851 | 3831-8856 |
| 浅草 | 111-0051 | 台東区 | 蔵前3-4-5 浅草税理士会館1階 | 3862-5855 | 3864-5730 |
| 品川 | 140-0004 | 品川区 | 南品川4-2-32 品川税経会館内 | 3474-0843 | 3740-2817 |
| 荏原 | 142-0053 | 品川区 | 中延1-2-9 コートハウス中延101号 | 3781-8070 | 3787-8424 |
| 大森 | 143-0024 | 大田区 | 中央7-4-5 | 3754-1811 | 3754-1864 |
| 雪谷 | 145-0067 | 大田区 | 雪谷大塚町11-6 雪谷法人会館2階 | 3726-5701 | 3726-9229 |
| 蒲田 | 144-0052 | 大田区 | 蒲田5-43-7 ロイヤルハイツ蒲田301号 | 3734-5556 | 3732-8165 |
| 世田谷 | 154-0023 | 世田谷区 | 若林4-31-7 ベルジェ102号 | 5481-0770 | 5481-0771 |
| 北沢 | 156-0043 | 世田谷区 | 松原6-1-10 アイリンマンション3階 | 3322-7894 | 3323-3571 |
| 玉川 | 158-0094 | 世田谷区 | 玉川2-4-4 玉川酒販会館3階 | 3700-0562 | 3708-5131 |
| 目黒 | 153-0061 | 目黒区 | 中目黒5-28-17 ニチエービル3階 | 3715-1580 | 3715-2424 |
| 渋谷 | 150-0031 | 渋谷区 | 桜丘町16-15 カーサ渋谷3階 | 3461-2938 | 3461-2829 |
| 新宿 | 160-0023 | 新宿区 | 西新宿7-15-8 日販ビル3階 | 3369-3235 | 3366-0157 |
| 中野 | 164-0001 | 中野区 | 中野2-13-21 パール美里103号室 | 5385-1717 | 5385-2255 |
| 杉並 | 166-0004 | 杉並区 | 阿佐谷南3-1-33 サンアサガヤビル201号室 | 3391-1028 | 3220-4137 |
| 荻窪 | 167-0051 | 杉並区 | 荻窪5-16-12 NKビル3階 | 3391-0411 | 3391-0410 |
| 板橋 | 173-0014 | 板橋区 | 大山東町40-6 朝日大山マンション210号 | 3962-3922 | 3961-9217 |
| 練馬東 | 176-0011 | 練馬区 | 豊玉上2-23-10 練馬産業会館2階 | 3993-6281 | 3993-6164 |
| 練馬西 | 178-0063 | 練馬区 | 東大泉1-26-19 大泉源第一ビル2階 | 3922-0311 | 3922-0437 |
| 豊島 | 171-0021 | 豊島区 | 西池袋3-30-3 西池本田ビル3階 | 3981-4585 | 3590-7595 |
| 王子 | 114-0002 | 北区 | 王子1-11-1 北とびあ12階 | 5390-1213 | 5390-1216 |
| 荒川 | 116-0013 | 荒川区 | 西日暮里6-7-6 | 3800-5577 | 3800-1465 |
| 足立 | 120-0034 | 足立区 | 千住1-37-7 | 3882-9417 | 3882-9427 |
| 西新井 | 123-0842 | 足立区 | 栗原3-10-19-103 西新井税理士会館内 | 3889-4608 | 3889-4672 |
| 本所 | 130-0002 | 墨田区 | 業平2-5-7 本所税理士会館内 | 3626-1148 | 3626-2336 |
| 向島 | 131-0032 | 墨田区 | 東向島2-8-5 向島法人会館内 | 3614-8528 | 3614-8535 |
| 葛飾 | 124-0012 | 葛飾区 | 立石7-12-7 葛飾税理士会館内 | 3693-0834 | 3695-0408 |
| 江戸川北 | 132-0035 | 江戸川区 | 平井4-2-24 江戸川税理士会館内 | 3682-9844 | 3637-5761 |
| 江戸川南 | 134-0083 | 江戸川区 | 中葛西7-4-9 | 5605-9160 | 3877-8252 |
| 江東西 | 135-0003 | 江東区 | 猿江2-3-20 イトーピア住吉1階 | 3633-3585 | 3633-4555 |
| 江東東 | 136-0071 | 江東区 | 亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル6階 | 3681-3722 | 3682-8876 |
| 青梅 | 198-0042 | 青梅市 | 東青梅1-7-7 清水本社ビル5階 | 0428-23-2331 | 0428-23-4900 |
| 八王子 | 192-0083 | 八王子市 | 旭町12-7 KDX八王子ビル6階 | 042-644-0131 | 042-644-0134 |
| 日野 | 191-0031 | 日野市 | 高幡145 岡崎ビル303 | 042-593-8241 | 042-593-8240 |
| 町田 | 194-0022 | 町田市 | 森野1-34-10 第1矢沢ビル4階 | 042-729-0777 | 042-726-7846 |
| 立川 | 190-0012 | 立川市 | 曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 | 042-525-1397 | 042-523-2097 |
| 東村山 | 189-0014 | 東村山市 | 本町1-20-27-201 MIKAMI2001 2階 | 042-394-7038 | 042-394-8115 |
| 武蔵野 | 180-0006 | 武蔵野市 | 中町1-23-17 武蔵野高和ビューハイツ2階 | 0422-55-2313 | 0422-55-5564 |
| 武蔵府中 | 183-0015 | 府中市 | 清水が丘1-3-8 ハイツ小林702 | 042-319-2825 | 042-319-2826 |

全国税理士会一覽

(令和5年9月30日現在)

| 税理士会名 | 管轄 国税局名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 税理士会員 税理士法人会員 | 会員数 |
|---------------|------------|----------|--------------------------------|--------------|------------------|--------|
| 東京 | 東京 | 151-8568 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館 | 03-3356-4461 | 24,099 | 26,123 |
| 東京地方 | | 220-0022 | 横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階 | 045-243-0511 | 2,024 | |
| 千葉県 | | 260-0024 | 千葉市中央区中央港1-16-12 税理士会館3階 | 043-243-1201 | 5,071 | 5,514 |
| 関東信越 | 関東信越 | 330-0842 | さいたま市大宮区浅間町2-7 | 048-643-1661 | 443 | 8,371 |
| 近畿 | 大阪 | 540-0012 | 大阪市中央区谷町1-5-4 | 06-6941-6886 | 2,534 | |
| 北海道 | 札幌 | 064-8639 | 札幌市中央区北3条西20丁目2-28 北海道税理士会館 | 011-621-7101 | 240 | 2,163 |
| 東北 | 仙台 | 984-0051 | 仙台市若林区新寺1-7-41 | 022-293-0503 | 7,580 | |
| 名古屋 | 名古屋 | 464-0841 | 名古屋市千種区覚王山通8-14 税理士会ビル4階 | 052-752-7711 | 791 | 5,339 |
| 東海 | | 450-0003 | 名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22階 | 052-581-7508 | 15,306 | |
| 北陸 | 金沢 | 920-0022 | 金沢市北安江3-4-6 | 076-223-1841 | 1,282 | 1,648 |
| 中国 | 広島 | 730-0036 | 広島市中区袋町4-15 | 082-246-0088 | 1,884 | |
| 四国 | 高松 | 760-0017 | 高松市番町2-7-12 | 087-823-2515 | 279 | 1,805 |
| 九州北部 | 福岡 | 812-0016 | 福岡市博多区博多駅南1-13-21 | 092-473-8761 | 2,494 | |
| 南九州 | 熊本 | 862-0971 | 熊本市中央区大江5-17-5 | 096-372-1151 | 284 | 2,488 |
| 沖縄 | 沖縄 | 901-0152 | 那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター7F | 098-859-6225 | 4,825 | |
| 日本税理士会 連合会 | 国税庁 | 141-0032 | 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階 | 03-5435-0931 | 514 | 88,463 |
| | | | | | 4,364 | |
| | | | | | 440 | |
| | | | | | 1,463 | |
| | | | | | 185 | |
| | | | | | 3,244 | |
| | | | | | 318 | |
| | | | | | 1,648 | |
| | | | | | 157 | |
| | | | | | 3,542 | |
| | | | | | 397 | |
| | | | | | 2,263 | |
| | | | | | 225 | |
| | | | | | 489 | |
| | | | | | 78 | |
| | | | | | 80,806 | |
| | | | | | 7,657 | |

東京税理士会 懇談会資料

日時：2023年 11月 1日（水）

午前 10時 ~ 11時30分

場所：ヒルトンお台場東京

ソウル地方税務士会

請求書制度を中心とした会計事務所のICT活用

原稿作成者：ソウル地方税務士会チョウドッキ

1. 序論

最近、税務会計部門では情報通信技術（ICT）に基づいて急速に進化しています。コロナ19時代を経て、非対面業務環境が税務会計従事者にも新しいトレンドとして位置づけられたようです。さまざまなプログラムやプラットフォームなどが現れており、既存の税務会計部門を脅かしています。これに合わせて会計事務所でもデジタル化をしなければならないと思います。これまでの会計事務所が労働集約型構造だったとすれば、今後は最小の人材で最大の効果を発揮できる非労働集約型構造やシステムなどが必要だと思います。これに対応できない専門家は今後淘汰され、収益性が非常に低下すると考えます。最近では、国税庁税申告はもちろん、顧客とのコミュニケーションまですべて非対面中心に転換し、税務代理人の役割と業務方式も確実に変わったと見られます。このような変化の流れでも道を失わないためには、税務会計経営者のデジタル化の理解が必須の徳として挙げられると見られます。

約13年前、スマートフォンが生み出したモバイル革命以来、企業の業務方法は大きく変わりました。スマートワークを通じていつでもどこでも働けるようにし、業務効率性を職員満足度と結びつけるソリューションを構築しています。

最近の流れを見ると、経営者にインサイトを与えるビッグデータと人工知能（AI）などを活用した業務処理が増えています。ビッグデータとAIを理解する税務士が増えるにつれて、税務会計市場と関連産業が発展する可能性があります。請求書制度の導入に関連して韓国の電子税金計算書制度を紹介し、これに関して日本と韓国の請求書制度を比較して説明し、実際の業務処理はどのような過程を経るかを紹介します。

2. 韓国の事例紹介

(1) 国税庁ホームタックス(hometax)

ホームタックス（Hometax）は、国税庁が既存のホームタックス電子サービスと現金領収書、e縦長など8つの国税庁インターネットサービスを一つに統合し、2015年から提供し始めたインターネットサービスです。2010年1月1日から発行され始めた法人事業者の電子税金計算書の発行を皮切りにe世代インターネットサービスが開始され、これらの増加する分散サービスを効率的に取り扱うため、既存の国税庁ホームタックスサービスと統合して新たに提供しました。韓国の会計事務所では必須に国税庁ホームタックスシステムを利用しており、韓国の国税庁は納税者に対するほとんどの資料を持っており、これを納税者及び税務代理人に提供してくれる役割をしています。日本とは考え方が大きく異なる仕組みです。ちなみに韓国の電子申告比率は99%を上回っています。

(2) ウィタックス (wetax)

国税庁ホームタックスと同様の機能をしますが、国税庁ホームタックスの地方税バージョンです。

(3) ソフトウェア (software)

最近、様々な会計プログラム、会計事務所運営管理プログラム、ソリューションなどが発売されています。多様に活用されている scraping 技術を活用し、会計事務所の業務処理において多くの自動化、業務の効率性の増大などを図っています。ソフトウェアの着実なメンテナンスと開発を通じて、会計事務所の業務処理効率性の向上と収益性の向上を目指しています。

(4) プラットフォーム (platform)

プラットフォームに関する定義は多様で一意的には言い難いですが、さまざまな観点からプラットフォームなどが発売されています。税務会計分野のプラットフォームについても多くのプラットフォームなどがあります。しかし、まだ業務侵害など専門資格士間の法律的な議論があるため、完全なサービスを提供するためには法律的議論を解決しなければならないため時間がかかるようです。

税金計算書に対する紹介

I. 税金計算書に対する理論

1. 歴史的背景

(1) 「マイナンバー」及び付加価値税に関する歴史的背景

韓国では日本の消費税に相当する消費税制として付加価値税があります。付加価値税及び関連租税及び行政等を処理するにあたり、事業者登録番号、住民登録番号（通称「マイナンバー」）などを活用して業務処理を行っています。韓国と日本は多くの環境的な違いがあるかもしれないが、参考に韓国で「マイナンバー」が生じた理由は「住民の居住関係を把握し、常時人口の動態を明確にして行政事務の適正かつ簡易な処理を図る」（1962年住民登録法）などを目的に作った一連番号として、個人の身元を明確に区分する役割です。北朝鮮の工作員が朴正熙大統領を暗殺しようとした事件が起き、北朝鮮のスパイや工作員を識別するために1968年11月21日全ての国民に12桁の番号を付与したのがその始まりです。現在のような住民登録番号体系は1975年、韓国開発研究院(KDI)の金大英当時首席研究員が米国の社会保障番号システムを参照して作りました。韓国の付加価値税法は1976年に制定、1977年に初めて施行され、それ以前は8個の間接税に分かれていたものが付加価値税に統合されました。1977年導入当時の基本税率13%であり、政府が3%ポイントの範囲で弾力的に調整できるようにしました。しかし、付加税の導入に反対世論が強かったため、10%に下げて運営をし、1988年税法改正を通じて基本税率を10%に下げ、弾力運営制度をなくしました。

(2) 実質的な導入背景

韓国政府は1960年後半に不足している財政需要に対処するために多数の間接税を導入したが、特に効果は見られませんでした。これに1970年の初めから国際通貨基金（IMF）の租税専門家らの諮問を受け、付加価値税の導入を積極的に推進しました。

経済開発5年計画の効果的支援のための財源づくりの一環として、税収の増大による国庫収入の増大と投資促進、輸出促進など開発政策的な観点から、合理的かつ成長促進的、理想的な税制という側面が実質的な導入背景です。再び一つに縮約すれば、経済開発5年計画を効果的に支援するための安定的な財源調達のための目的が最も重要な導入背景といえます。非ヨーロッパ国だった韓国の付加価値税の導入は当時として画期的なものでした。

(3) 導入時に予想された問題点

1) 税金計算書授受秩序

成功的な付加価値税制度の成敗が左右されていた問題として、納税者が取引毎に例外なく完全な税金計算書の授受をしてくれるのかという懸念があった。

2) 物価上昇及び不動産価格の急騰

10%の付加価値税が物品の価格に伴って物価上昇が予想され、インフレによる不動産価格の上昇が予想された。

3) 最小限の記帳能力

付加価値税は一定水準以上の記帳能力を備えなければその円滑な施行効果を取めることができる先進国型税制であり、納税者の記帳能力がしっかりと裏付けられるかという問題点があった。

4) 税負担の不公平

付加価値税は単一比例税率で、税負担が終局的に最終消費者に転移され、低所得者の税負担が加重される逆進性のある租税という問題点があった。

(4) 導入後に現れた問題点

1) 物価上昇

朴正熙政権の維新体制下で物価上昇による市民の不満は露骨に表出された。付加価値税導入後、これに対する東大門市場商人の抗議が続き、付加価値税施行前1年間の消費者の物価上昇率は10.1%であったが、1年後の消費者物価上昇率は14.6%と急上昇した。1978年10月、野党は付加価値税法廃止法律案まで提出して政府を圧迫し、続いては12月の10代国会議員総選挙で野党の得票率が与党を1.7%上回るまでした。選挙敗北の余波で付加価値税を推進した主な管理者はすべて席を移し、政府はこれを見直す作業に入り、課税特例者の範囲を1,200万ウォンから2,400万ウォンに大幅に引き上げる付加価値税法改正案を1979年に通過させる。このような物価上昇はもちろん独裁政治など政治的理由が主な原因だっただろうが、ブーマ抗争のもう一つの勃発原因となったものであり、当時市民は「付加価値税を撤廃せよ」というスローガンを叫んだ。

2) 不動産価格の急騰

実際に付加価値税導入後物価上昇によるインフレが発生し、実物資産中心の投資が行われ不動産価格が急騰し、政府は1978年8月8日譲渡所得税を補強して財産税を改編するなど、

投機抑制のための別名8.8総合対策 という不動産関連総合対策を発表した。

(5) 付加価値税が持っている利点

税目と税率の簡素化による税制及び税政の簡素化と間接税の完全還付による輸出及び投資の促進を寄与し、累積課税の除外による物価の累積の上昇要因を排除し、企業の垂直的統合利益を排除することで企業の系列化を促進するとともに、税金計算書の授受による脱税を源泉的に予防し、何よりも根拠課税を実現するというメリットを持っている。

成功した付加価値税制度の定着のためには、税金計算書制度が最も重要な中枢的役割を担うことになる。税金計算書授受秩序を担保するために導入初期から税金計算書発行義務に違反した納税者に対して、仕入税額不控除及び加算税賦課の経済的不利益とともに刑事処罰まで負担課した。

仕入税額不控除は、売上税額すべてをそのまま供給者が負担させる懲罰的性格を有する。10～40%の無申告・過少申告加算税、年10.95%の未納付加算税、供給価額2%の税金計算書不成立加算税など10個ほど加算税が課される。

特に税金計算書の発行義務違反は、それ自体で刑事処罰対象となる。税金計算書未授受や加工税計算書の授受は、1年や3年以下の懲役又は付加価値税額2倍又は3倍以下の罰金に処される。

さらに、税金計算書の供給価額が30億ウォンや50億ウォン以上であれば、1年や3年以上の有機懲役と付加価値税額の2倍や5倍以下の罰金も併科される加重処罰を受ける。両罰規定により法人も一緒に処罰される。2014年からは国税庁が毎年租税ポータル犯の名簿も公開している。多少加重処罰的性格があるのも事実だ。

当初の税金計算書発行義務違反者に対するこれらの政府の強力な規制がなければ、今日のような安定した付加価値税制度の定着は期待できなかつただろう。

(6) ホームタックス (Hometax) - 別途説明

ホームタックス (Hometax) は、国税庁が既存のホームタックス電子サービスと現金領収書、eセルなど8個の国税庁インターネットサービスを一つに統合し、2015年から提供し始めたインターネットサービスだ。2010年1月1日から発行され始めた法人事業者の電子税金計算書の発行を初めにe世代インターネットサービスが開始され、これらの増加する分散サービスを効率的に取り扱うため、既存の国税庁ホームタックスサービスと統合して新たに提供した。

2. 電子税金計算書

韓国の電子税計算書制度の説明

税金計算書とは取引徴収義務者である事業者が財貨または用役を供給する際に、それに対する付加価値税を取引相手から徴収した事実を証明するために発行する計算書をいい、財貨の輸入時に税関長が輸入者から付加価値税を徴収して発行する輸入税計算書を含む。電子税計算書制度とは、電子的方法で税金計算書を作成・発行（電子署名）し、その発行明細を国税庁に転送する制度をいう。

税金計算書の機能

| 区 分 | 具体的な機能 |
|--------|--------------------------------|
| 税金領収書 | 事業者が課税対象取引の付加価値税を徴収したことを証明 |
| 請求書領収書 | 掛取引による請求書、現金取引による領収書の役割 |
| インボイス | 事業者が供給した具体的な商品やサービスを表示 |
| 証明書類 | 事業者から供給された商品またはサービスを確認できる証拠資料 |
| 課税資料 | 課税官庁に提出され、根拠課税及び公平課税の基礎資料として活用 |

① 紙税計算書：付加価値税法施行規則第49条別紙14号書式

[별지 제11호 서식]

| 税金計算書 (供給受ける者) | | | | | | | | | | | | | | | 本 番 号 | | 券 号 | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|---------|-----|-----|-----|---------|---|-----------|---|----------------|---|-----|---|---|-------------------------------------|-----|--------|---|-------|---|---|---|---|---|---|--|
| 登録番号 商 号 (法人名) 事業所 住 所 業 態 | | | | | | | | | | | | | | | 登録番号 商 号 (法人名) 事業所 住 所 業 態 | | 一連番号 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 供給受ける者 | | 保 管 用 | | | | | | | |
| 作 生 | | 供 給 価 額 | | | | | | | | | | 税 額 | | | | 備 考 | | | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | 空欄 | 数 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 一 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 一 | |
| 年 | 日 | 品 目 | 規 格 | 数 量 | 単 価 | 供 給 価 額 | | 税 額 | | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 5 | 100 | 500 | | 50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 金 額 | | 現 金 | | 切 手 | | 手 形 | | 売 掛 未 収 金 | | この金額を 領収 請求 する | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 550 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

22226-28131일 '96.3.27승인

인쇄용지(특급)34g/m2 182mmx128mm

- ① 電子税計算書：付加価値税法施行規則第50条第1項の電子税計算書の標準により生成、発行、送信されたXMLファイル自体(法定)

※ XMLファイルとは主にウェブからデータを転送するためにあらかじめ決められた方法で作られた文書をいう。略語はeXtensible Markup Languageであり、韓国語では拡張可能なマークアップ言語と見ることができる。

※ 電子税金計算書は電子メールなどを通じて必ずXMLファイル自体を伝達しなければならない、電子税金計算書法定書式はXMLファイル自体であり、電子税金計算書作成画面の様式又は印刷物は単なる参考資料に過ぎない。

ただし、電子税計算書を出力する場合、承認番号24桁と「電子税計算書」の見出しを表示するようにして紙税金計算書と区分可能にしている。

| 電子税金計算書 | | | | | | | | | | 承認番号 | | |
|---------|---------|----|----|--------|----|-------|---------|-------------|--|--------|--|----|
| 供給者 | 登録番号 | | | 従事業所番号 | | | 登録番号 | | | 従事業所番号 | | |
| | 商号(法人名) | | | 事業所住所 | | | 商号(法人名) | | | 事業所住所 | | |
| | 業態 | | | 種目 | | | 業態 | | | 種目 | | |
| | メール | | | | | | メール | | | | | |
| | 作成日付 | | | 供給価額 | | | 税額 | | | 修正事由 | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | |
| 月 | 日 | 品目 | | | 規格 | 数量 | 単価 | 供給価額 | | 税額 | | 備考 |
| | | | | | | | | | | | | |
| 合計金額 | | 現金 | 切手 | 手形 | | 売掛未収金 | | この金額を(領収)する | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

□ 電子税金計算書発行義務施行沿革

| 施行年月 | 内 容 |
|--------|-------------------------------------|
| 2010.1 | 電子税金計算書制度の導入 |
| 2011.1 | 法人事業者発行義務化 |
| 2012.1 | 直前年度供給価額10億ウォン以上個人事業者発行義務化 |
| 2014.7 | 直前年度供給価額3億ウォン以上個人事業者発行義務化 |
| 2019.7 | 直前年度課税分と免税分供給価額合計額3億ウォン以上個人事業者発行義務化 |
| 2022.7 | 直前年度課税分と免税分供給価額合計額2億ウォン以上個人事業者発行義務化 |
| 2023.7 | 直前年度課税分と免税分供給価額合計額1億ウォン以上個人事業者発行義務化 |

□ 電子税金計算書と紙税金計算書の比較

| 区 分 | 電子税金計算書 | 紙税金計算書 |
|-----------|---|--|
| 発行義務者 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 法人事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 直前年度供給価額（課、免税）合計1億ウォン以上個人事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 供給価額（課・免税）1億ウォン未満個人事業者 |
| 発行時期 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 付加価値税法第15～17条(供給時期)に発行 <input checked="" type="checkbox"/> 月合計税金計算書など特例の場合、翌月10日まで発行 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 左同一 |
| 発行および保管形態 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 電子的方法で発行 <input checked="" type="checkbox"/> 保管義務なし | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 紙で発行、紙で保管 |
| 発行方法 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 国税庁ホームタックスを利用して発行 <input checked="" type="checkbox"/> 発行代行システム（ERP、ASP）を利用して発行 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 手同一 |
| 受信方法 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> メール（E-mail）などで受信 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 直接または郵便受信 |
| 転送義務 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 発行日の翌日まで送信 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 申告時の合計表の提出 |
| 特典 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 合計表個別明細書作成義務の免除 | |
| 不利益 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 未（遅延）発行：供給価額の2%（1%） <input checked="" type="checkbox"/> 未（遅延）送信：供給価額の0.5%（0.3%） | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 左同 |

| | | |
|----|--|--|
| 署名 | <input type="checkbox"/> 共同認証書またはセキュリティカード、生体認証（モバイル）で電子署名 | <input type="checkbox"/> 実際の印鑑（必須要件ではない） |
|----|--|--|

3. 電子(税金)計算書関連電子文書の形態

付加価値税法第32条には、事業者が電子的な方法で税金計算書を発行して国税庁に転送する電子税金計算書制度の規定が定められており、法人事業者と発給義務者である個人事業者は、大統領令で定める電子的方法により税金計算書（「電子税金計算書」）を発行しなければならない。また、所得税法施行令211条の2には、事業者が電子的な方法で計算書を発行できるようにする電子計算書制度の内容が規定されている。これにより、関連法令で計算書を発行できる事業者は、電子的方法により計算書（「電子計算書」）を発行することができる。電子（税金）計算書は、供給事業者と供給される者の間に発生する商取引により業務が処理されるとき、相互間の支払に対する業務を処理する過程で既発給する（税金）計算書を電子的に発行する場合に使用される電子文書を意味する。

- (1) 電子（税金）計算書業務に使用される電子文書はebXMLスキーマ形式であり、国際標準と国内標準に基づいて定義され、使用される標準規格としてはCCTS v2.0.1とXML NDR、およびUN / CEFACCT CCL08AとKEC XML 電子文書開発指針v3.5、KEC CCL08がある。
- (2) 電子(税)計算書を発行する供給事業者(または代行事業者)と国税庁との間のデータ交換のための通信規約は、Webサービスが勧告（かんこく）する標準通信規約SOAP v1.1とv1.2を採用し、電子(税金)計算書を発行するシステムは、ユーザーが独自にシステムを保有して発行する場合と、ASPサービスを使用する場合とに区分することができる。
- (3) 電子(税金)計算書事業者システム
 - 標準認証事業者が保有するERP
 - 標準認証事業者が保有するASP
 - 標準認証事業者が保有するジャイロシステム
 - 上記以外に関連法令等に標準認証を受けて国税庁に登録できるように定義している設備及

4. 税金計算書の作成及び発給

(1) 発行義務者

事業者が財貨又は用役を供給（付加価値税が免除される財貨又は用役の供給は除く）する場合には、税金計算書その供給を受ける者に発給しなければならない。従って税金計算書を供給される者に発行しなければならない者は納税義務者として登録した一般事業者であるため、未登録事業者、簡易課税者（除外あり）、免税事業者、廃業者は税金計算書を発行することができない。ただし、共同仕入、委託販売等例外的な場合には、簡易課税者、免税事業者、固有番号を付与された者も取引相手方の仕入税額控除のために自己が発行された税金計算書の供給価額範囲内で税金計算書を発行することができる。。

(2) 発行方法

税金計算書を発行するときは、次の必要記載事項と任意記載事項を書いて発行しなければならない。このような必要記載事項の全部または一部を記載しない場合、供給者には加算税が、供給される者には仕入税額不控除となることができ、任意的記載事項は記載しない場合でも税金計算書の効力に何の影響も及ぼさない。。

| 必要的記載事項 | 任意的記載事項 |
|----------------------|---|
| 供給する事業者の登録番号、氏名または名称 | 供給者の住所 |
| 供給者の登録番号* | 供給者の相互、氏名、住所 |
| 供給価額と付加価値税額 | 供給者及び供給される者業態、種目 |
| 作成年月日 | 取引種類、供給品目、単価と数量 |
| | 供給年月日**その他 |
| | 事業者単位課税者の場合、実際に財貨またはサービスを供給または供給される終業事業所の所在地および相互 |

*：供給される者が事業者ではないか、登録した事業者でない場合には、固有番号又は供給される者

の住民登録番号を記載する。

**：供給年月日は供給時期（引渡日など）をいい、一般的には作成年月日（作成日）と同じだが、供給時期特例規定（先発行税計算書）と税金計算書発行時期特例規定（月合計税計算書）が適用される場合に変更することができる。

5. 電子税金計算書発給対象等

(1) 電子税金計算書義務発行事業者

1) 義務発行対象事業者

法人事業者と直前年度事業場別財貨または用役の供給価額（免税供給価額含む）の合計額が1億ウォン***以上の個人事業者（電子税金計算書義務発行個人事業者）は、電子的に電子税金計算書を発行しなければならない。（付加法第32条第2項）ただし、このような電子税金計算書を発行しなければならない事業者でない事業者も、電子税金計算書を発行し、電子税金計算書発行仕様を転送することはできる。

*** 電子税金計算書義務発行個人事業者の判断

☞ 2020年供給価額3億ウォン以上の場合：2021.7.1.から義務発行

☞ 2021年供給価額2億ウォン以上の場合：2022.7.1.から義務発行

☞ 2022年供給価額1億ウォン以上の場合：2023.7.1.から義務発行

2) 個人事業者の電子税金計算書義務発行期間

電子税金計算書義務発行個人事業者の場合、電子税金計算書を発行しなければならない期間は、事業場別財貨及び用役の供給価額の合計額（免税供給価額含む）が1億ウォン以上の年の翌年第2期課税期間とその次の第1期課税期間とする。ただし、事業場別財貨と用役の供給価額の合計額が「国税基本法」による修正申告又は「付加価値税法」による決定及び更正（修正申告等）で1億ウォン以上になった場合、電子税金計算書を発行しなければならない期間は、修正申告等をした日が属する課税期間の次の課税期間とその次の課税期間とする。

一方、個人事業者の電子税金計算書の発行義務供給価額基準には、税金計算書発行義務が免除される財又は用役の供給価額を含めて判断する。例えば、一般課税者が不動産賃貸業（税金計算書発行対象）と浴場業（税金計算書発行免除）を兼業する場合、賃貸業と浴場業供給価額を合わせて発行義務基準金額を判断するものである。

また、事業者単位課税事業者である個人事業者が電子税金計算書義務発行対象に該当するか否かは、直前年度の本店又は主事務所と全ての属する事業場の供給価額合計額を基準に判定する。

3) 個人事業者の電子税金計算書義務発行通知

管轄税務署長は、個人事業者が電子税金計算書義務供給個人事業者に該当する場合には、電子税計算書を発行しなければならない期間が始まる1ヶ月前まで、その事実を当該個人事業者に通知しなければならない。

ただし、個人事業者が電子税金計算書を発行しなければならない期間が始まる1ヶ月前までにこのような通知を受け取れなかった場合には、通知書を受け取った日が属する月の翌月1日から電子税金計算書を発行しなければならない。

(2) 発行期限

- ① 原則：財貨また用役の供給時期
- ② 税金計算書発行時期特例規定（月合計）の場合：供給時期が属する月の翌月10日（その日が祝日又は土曜日の場合は直ちに翌営業日）まで発行可能

(3) 送信期限

事業者が電子税金計算書を発行した場合、電子税金計算書発行日の翌月（送信期限）までに電子税計算書発行明細****を国税庁長に送信しなければならない、未送信時は加算税を課する。一方、電子税金計算書を発行した後、発給明細を国税庁に転送する場合には、税金計算書合計表の提出及び税金計算書保管義務が免除される。

****：「電子税金計算書発行明細」とは、「付加価値税法」第32条第1項各号の事項（税金計算書の必要的記載事項）をいう。

(4) 電子税金計算書の電子的発行方法

税金計算書を義務的に電子税金計算書を発行しなければならない場合には、一定の電子的方法を適用して発行しなければならない。このような電子的方法は、次のいずれかに該当する方法で税金計算書必要的記載事項を計算書作成者の身元及び計算書の変更可否等を確認できる認証システムを経て情報通信網で発行することをいう。

この場合、下記の①、②、④による設備又はシステムを構築して運営しようとする者は、あらかじめ企画財政部令で定めるところにより、国税庁長又は管轄税務署長に登録しなければならない（付加令第68条第6項）電子税金計算書設備又はシステムに登録しようとする事業者は、国税庁長から標準認証を受けなければならない。

- ① 『租税特例制限法』第5条の2第1号による全社的企業資源管理設備を利用する方法
- ② 財又は用役を実際に供給する事業者に代わって電子税金計算書発行業務を代行する事業者の電子税金計算書発行システムを利用する方法
- ③ 国税庁長が構築した電子税金計算書発行システムの利用方法
- ④ 電子税金計算書の発行が可能な現金領収書発行装置及びその他に国税庁長が指定する電子税金計算書発行システムを利用する方法

(5) 電子税金計算書に関連する加算税と仕入税額控除

| 区 分 | | 内 容 | 発行者 | 受取者 |
|--------|------|---|------|-----------------|
| 発 行 | 遅延発行 | 発行時期が過ぎた後、供給時期が属する課税期間に対する 確定申告期限内に発行した場合 例) ×2.03.07.財貨供給時 4.11.~7.25.間発行 | 1% | 0.5% |
| | 未発行 | 発行時期が過ぎた後、供給時期が属する課税期間の確定申 告期限内に発行しなかった場合 例) ×2.03.07.財貨供給時 7.26.以降発行 | 2% | 仕入 税額 不控除 |
| | 紙発行 | 発行時期に電子税金計算書以外の税金計算書の発行 | 1% | |
| 転 送 | 遅延転送 | 発行日の翌日が過ぎた後、供給時期が属する課税期間の確 定申告期限までに送信 例) ×2.01.04.発行した場合 ×2.01.06.~×2.7.25.まで送信 | 0.3% | 該当 なし |
| | 未送信 | 発行日の翌日が過ぎた後、供給時期が属する課税期間の確 定申告期限までに未送信 例) ×2.01.04.発行した場合 ×2.07.25.まで未送信 | 0.5% | |

6. 税金計算書の発行義務の免除

税金計算書（電子税金計算書を含む）を発給しにくい、又は税金計算書の発給が不要な場合など、次の場合には税金計算書を発行しないことができる。

(1) タクシー運送事業者と露店または行商をする者および次の事業者が供給する財貨または用役

- ① 無人販売機を利用した財貨または用役の供給者
- ② 電力や都市ガスを実際に消費する者（事業者ではない者に限定）のために電気事業者または都市ガス事業者から電力や都市ガスを供給される名義者
- ③ 道路および関連施設運営サービスを提供する者

(2) 小売業又は美容、浴場業及び類似サービス業を営む者が供給する財又は用役

小売業の場合には、供給される者が税金計算書の発行を要求しない場合に限り、税金計算書を発行しない。

(3) 自家供給（販売目的直売場搬出を除く）、個人的供給、事業上贈与、廃業時の残存財貨

(4) 零税率適用対象となる財又は用役の供給のうち次に該当するもの

㊦ 財貨の輸出

ただし、原料を代価なく国外の受託加工事業者に搬出して加工した財貨を譲渡する場合にその原料の搬出、内国信用状、購買確認書により供給する財貨、韓国国際協力団・韓国国際保健医療財団・大韓赤十字社に供給する財貨は税金計算書を発行しなければならない。

㊦ 用役の国外供給及び外国航行用役の供給のうち次の用役

- ① 国内に事業場がない非居住者または外国法人に国外で提供する用役
- ② 国内に事業場がない非居住者又は外国法人に供給する船舶による外国航行用役
- ③ 航空機による外国航行用役（供給を受ける者の国内事業場有無、搭乗客が誰なのか問わない）
- ④ 『航空事業法』による商業書類送達用役

㊦ その他外貨獲得財貨及び用役

- ① 国内で国内事業場がない非居住者又は外国法人に供給される一定の財貨又は用役としてその代金を外国為替銀行からウォンで受け取ること
- ② 非居住者又は外国法人の国内事業場がある場合に国内で国外の非居住者又は外国法人との直接契約により供給される一定の財貨、用役としてその代金を当該外国の非居住者又は外国法人から外国為替銀行を通じてウォンで受け取るもの
- ③ 外国を航行する船舶及び航空機又は遠洋漁船に供給する財貨又は用役、（供給される者が国内に事業場がない非居住者又は外国法人の場合に限る）ただし、事業者が付加価値税を別途に書いた税金計算書を発行した場合は除く。
- ④ 我が国に常駐する国際連合軍又は米軍隊に供給する財貨又は用役
- ⑤ 『観光振興法施行令』による一般旅行業者が外国人観光客に供給する観光幹旋用役
- ⑥ 国内に駐在する外交公館、領事機関、国際連合とこれに準ずる国際機関等に供給する財貨または用役

※ 領収証とは税金計算書の必要な記載事項のうち、供給される者の事業者登録番号と付加価値税額などを別に書かなかった略式計算書であり、これは事業者ではなく最終消費者との小額取引に主に発生する。このような領収証には、「与信専門金融業法」によるクレジットカード売上傳票、デビットカード領収証、決済代行業者によるクレジットカード売上傳票、「租税特例制限法」第126条の3による現金領収証（付加通信事業者が通信販売業者を代わりに発行する現金領収書を含む）またはプリペイドカード領収書（実際名義が確認されたものに限定）が含まれ（付加法第36条第5項）、供給者の登録番号、相互（法人は法人名）または氏名（法人は代表者声明）、供給代価及び作成年月日が記されている次の計算書等も領収証とみなす（付加36-73-1）。

- ① 旅客運送事業者が発行する乗車券、乗船券、航空券
- ② 公演場などの事業者が発行する入場券、観覧券。ただし、『個別消費税法』が適用されるのは、

その法で定めるところによる。

- ③ 金銭登録機計算書とクレジットカード加盟事業者が発行する計算書
- ④ 『電気事業法』による電気事業者が発行する非産業用電力使用料に対する領収書
- ⑤ その他の前各号に類似する計算書

7. 税金計算書合計表の提出

(1) 一般的なケース

事業者は税金計算書または輸入税金計算書を発行した場合または発行された場合には、次の事項を記した売上先別税金計算書合計表と、仕入先別税金計算書合計表（売上、仕入先別税金計算書合計表）を該当する予定申告または確定申告をするとき一緒に提出しなければならない。ただし、予定告知により付加価値税を納付する事業者は、予定申告期間分を当該課税期間の確定申告とともに提出しなければならない。（付加法第54条）

- ① 供給する事業者及び供給される事業者の登録番号と氏名又は名称
- ② 取引期間
- ③ 作成年月日
- ④ 取引期間の供給価額の合計額及び税額の合計額
- ⑤ 取引先別税金計算書発行枚数

(2) 税金計算書合計表提出特例

㊦ 電子税計算書の場合

電子税金計算書を発行または発行され、その発行明細を該当財貨または用役の供給時期が属する課税期間（予定申告の場合には予定申告期間）最終日の翌月11日までに国税庁長に送信した場合には、当該予定申告又は確定申告（個人事業者に対する予定告知の場合には当該課税期間の確定申告）の際に売上、仕入先別税金計算書の合計表を提出しないことができる（付加法第54条第2項）。

㊦ 予定申告時に税金計算書の合計表を提出できなかった場合

予定申告をする事業者が各予定申告とともに売上、仕入先別税金計算書合計表を提出できなかった場合には、当該予定申告期間が属する確定申告とともにこれを提出することができる（付加法第54条第3項）。

□ 売上及び税金計算書合計表様式（仕入先別税金計算書合計表様式も同じ）

■ 付加価値税法施行規則(別紙第38号書式(1))

ホームタックス
(www.hometax.go.kr) でも申請できます。

売上別 税金計算書合計表(甲)

年 第 期 (月 日 ~ 月 日)

※ 背面の作成方法を読んで作成してください。

(앞쪽)

1. 提出者 人的事項

| | |
|-------------------------|----------------|
| ① 事業者登録番号 | ② 商号(法人名) |
| ③ 성명(대표자) | ④ 事業所所在地 |
| ⑤ 取引期間 년 월 일 ~ 년 월 일 | ⑥ 作成日 년 월 일 |

2. 売上税金計算書 総合計

| 区 分 | ⑦ 売上 先数 | ⑧ 枚数 | ⑨ 供給価額 | | | | | ⑩ 税額 | | | | | | |
|-------------------------------|---------------|---------|--------|----|----|---|---|------|----|----|---|---|--|--|
| | | | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 一 | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 一 | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 課税期間終了日翌月11日までに送信された電子税計算書発行分 | 事業者登録番号発行分 | | | | | | | | | | | | | |
| | 住民登録番号の発行分 | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | | | | | | | | |
| 上記電子税金計算書以外の発行分 | 事業者登録番号発行分 | | | | | | | | | | | | | |
| | 住民登録番号の発行分 | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | | | | | | | | |

3. 課税期間終了日翌月11日までに転送された電子税計算書以外の発行分売上先別明細 (合計金額で書く)

| ⑪ 番号 | ⑫ 事業者 登録番号 | ⑬ 相互 (法人名) | ⑭ 枚数 | ⑮ 供給価格 | | | | | ⑯ 税額 | | | | | 備考 | |
|---------|------------------|---------------|---------|--------|----|----|---|---|------|----|----|---|---|----|--|
| | | | | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 一 | 兆 | 十億 | 百万 | 千 | 一 | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-------------|---|
| ⑰ 管理番号 (売上) | - |
|-------------|---|

□ 付加価値税申告書様式

| | | | | | |
|--|--|---|---------|-------------|--|
| 一般課税者付加価値税 | | <input type="checkbox"/> 予定 <input type="checkbox"/> 確定 <input type="checkbox"/> 期限後課税標準 <input type="checkbox"/> 零税率など早期還付 | | 申告書 | |
| ※ 뒤쪽의 작성방법을 읽고 작성하시기 바랍니다. (4쪽 중 제1쪽) | | | | | |
| 管理番号 | | 処理期間 | | すぐに | |
| 申告期間 年 第 期 (月 日 - 月 日) | | | | | |
| 事業者 | 商号 (法印名) | 名 前 (代表者) | 事業者登録番号 | - - - - - | |
| | 生年月日 | 電話番号 | 事業所 | 住所 携帯電話 | |
| | 事業所の住所 | 電子メール 住所 | | | |
| ① 申告内容 | | | | | |
| 区 分 | | 金 額 | 세율 | 税 額 | |
| 課税標準と 売上税額 | 課税 | 税金計算書発行分 (1) | 10/100 | | |
| | | 購入者発行税計算書 (2) | 10/100 | | |
| | | クレジットカード・現金領収書 発行分 (3) | 10/100 | | |
| | | その他(正規領収書以外の売上 分) (4) | 10/100 | | |
| | 零税率 | 税金計算書発行分 (5) | 0/100 | | |
| | | その他 (6) | 0/100 | | |
| | 予定申告抜け分 (7) | | | | |
| | 貸倒税額加減 (8) | | | | |
| | 合 計 (9) | | | ㉑ | |
| 購入税額 | 税金計算書 一般購入 (10) | | | | |
| | 受取分 輸出企業輸入分納付猶予 (10-1) | | | | |
| | 固定資産の購入 (11) | | | | |
| | 予定申告抜け分 (12) | | | | |
| | 購入者発行税計算書 (13) | | | | |
| | その他の控除購入税額 (14) | | | | |
| | 합 계 (10)-(10-1)+(11)+(12)+(13)+(14) (15) | | | | |
| 控除できない購入税額 (16) | | | | | |
| 差 減 計(15)-(16) (17) | | | ㉒ | | |
| 納付(払い戻し)税額(売上税額㉑-購入税額㉒) | | | | ㉓ | |
| 軽減 控除 税額 | その他の軽減・控除税額 (18) | | | | |
| | クレジットカード売上伝票など発行控除 など (19) | | | | |
| | 合 計 (20) | | | ㉔ | |
| 小規模個人事業者付加価値税減免税額 (20-1) | | | | ㉕ | |
| 予定申告未払い税額 (21) | | | | ㉖ | |
| 予定告知税額 (22) | | | | ㉗ | |
| 事業譲受人が代理納付した税額 (23) | | | | ㉘ | |
| 買い手納付特例により納付した税額 (24) | | | | ㉙ | |
| クレジットカード会社が代理納付した 税額 (25) | | | | ㉚ | |
| 加算税計 (26) | | | | ㉛ | |
| 差し引・加減して納付する税額(返金を受ける税額) (㉓-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛+㉔+㉕) | | | | (27) | |
| 総括納付事業者が納付する税額(返金を受ける税額) | | | | | |
| ② 国税還付金口座報告 (환급세액이 5천만원 미만인 경우) | | 取引銀行 | 은행 지점 | 口座番号 | |
| ③ 廃業申告 | | 閉業日 | 廃業理由 | | |
| ④ 零細率相互主義 | | 可[] 否[] | 適用区分 | 業種 該当する国 | |
| ⑤ 課税標準明細 | | | | | |
| 業 態 | 種目 | 生産要素 | 業種コード | 金額 | |
| (28) | | | | | |
| (29) | | | | | |
| (30) | | | | | |
| (31) 수입금액 제외 | | | | | |
| (32) 합 계 | | | | | |
| 「부가가치세법」 제49조·제49조 또는 제59조와 「국세기본법」 제45조 의3에 따라 위의 내용을 신고하며, 위 내용을 충분히 검토하였고 신고인이 알고 있는 사실 그대로를 정확하게 작성하였음을 확인합니다. | | | | | |
| 년 월 일 신고인: (서명 또는 인) | | | | | |
| 세무대리인은 조세전문자격자로서 위 신고서를 성실하고 공정하게 작성 하였음을 확인합니다. | | | | | |
| 세무대리인: (서명 또는 인) | | | | | |
| 세무서장 귀하 | | | | | |
| 첨부서류 뒤쪽 참조 | | | | | |

※ 이 쪽은 해당 사항이 있는 사업자만 사용합니다.

※ 뒤쪽의 작성방법을 읽고 작성하시기 바랍니다.

사업자등록번호 - - *사업자등록번호는 반드시 적으시기 바랍니다.

| 예정신고 누락 명세 | 구분 | 구분 | | 금액 | 세율 | 세액 |
|------------------|--------|-------|------------|----|--------|----|
| | | 과세 | 세금계산서 (33) | | | |
| (7)매출 | 과세 | 세금계산서 | (33) | | 10/100 | |
| | | 기타 | (34) | | 10/100 | |
| | 영세율 | 세금계산서 | (35) | | 0/100 | |
| | | 기타 | (36) | | 0/100 | |
| | 합계 | | (37) | | | |
| | (12)매입 | 세금계산서 | (38) | | | |
| 그 밖의 공제매입세액 | | (39) | | | | |
| 합계 | | (40) | | | | |

| (14) 그 밖의 공제 매입 세액 명세 | 구분 | | 금액 | 세율 | 세액 |
|--------------------------------------|------------------|--------|------|----|-------|
| | 구분 | 구분 | | | |
| (14) 그 밖의 공제 매입 세액 명세 | 신용카드매출전표등 수 | 일반매입 | (41) | | |
| | 형명세서 제출분 | 고정자산매입 | (42) | | |
| | 의제 매입세액 | | (43) | | 뒤쪽 참조 |
| | 재활용폐자원등 매입세액 | | (44) | | 뒤쪽 참조 |
| | 과세 사업 전환 매입세액 | | (45) | | |
| | 재고 매입세액 | | (46) | | |
| | 변제 대손세액 | | (47) | | |
| | 외국인 관광객에 대한 환급세액 | | (48) | | |
| | 합계 | | (49) | | |

| (16) 공제받지 못할 매입세액 명세 | 구분 | | 금액 | 세율 | 세액 |
|-------------------------------|----------------------|----|------|----|----|
| | 구분 | 구분 | | | |
| (16) 공제받지 못할 매입세액 명세 | 공제받지 못할 매입세액 | | (50) | | |
| | 공통매입세액 중 면세사업등 해당 세액 | | (51) | | |
| | 대손처분받은 세액 | | (52) | | |
| | 합계 | | (53) | | |

| (18) 그 밖의 경감·공제 세액 명세 | 구분 | | 금액 | 세율 | 세액 |
|-----------------------------------|-----------------|------|------|----|----|
| | 구분 | 구분 | | | |
| (18) 그 밖의 경감·공제 세액 명세 | 전자신고 세액공제 | | (54) | | |
| | 전자세금계산서 발급세액 공제 | | (55) | | |
| | 택시운송사업자 경감세액 | | (56) | | |
| | 대리납부 세액공제 | | (57) | | |
| | 현금영수증사업자 세액공제 | | (58) | | |
| | 기타 | | (59) | | |
| 합계 | | (60) | | | |

| (26) 가산세액 명세 | 구분 | | 금액 | 세율 | 세액 | |
|-----------------|--------------------|---------------|------|----|---------|--|
| | 구분 | 구분 | | | | |
| (26) 가산세액 명세 | 사업자미등록등 | | (61) | | 1/100 | |
| | 세금계산서 | 지연발급등 | (62) | | 1/100 | |
| | | 지연수취 | (63) | | 5/1,000 | |
| | | 미발급등 | (64) | | 뒤쪽 참조 | |
| | 전자세금계산서 발급명세 전송 | 지연전송 | (65) | | 3/1,000 | |
| | | 미전송 | (66) | | 5/1,000 | |
| | 세금계산서 합계표 | 제출 불성실 | (67) | | 5/1,000 | |
| | | 지연제출 | (68) | | 3/1,000 | |
| | 신고 불성실 | 무신고(일반) | (69) | | 뒤쪽참조 | |
| | | 무신고(부당) | (70) | | 뒤쪽참조 | |
| | | 과소·초과환급신고(일반) | (71) | | 뒤쪽참조 | |
| | | 과소·초과환급신고(부당) | (72) | | 뒤쪽참조 | |
| | 납부 지연 | | (73) | | 뒤쪽참조 | |
| | 영세율 과세표준신고 불성실 | | (74) | | 5/1,000 | |
| | 현금매출명세서 불성실 | | (75) | | 1/100 | |
| | 부동산임대공급가액명세서 불성실 | | (76) | | 1/100 | |
| | 매입자 납부특례 | 거래계좌 미사용 | (77) | | 뒤쪽참조 | |
| | | 거래계좌 지연입금 | (78) | | 뒤쪽참조 | |
| | 합계 | | (79) | | | |

| (80) 면세사업 수입금액 | 업태 | 종목 | 코드번호 | 금액 |
|-------------------|------|----|------|----|
| | (80) | | | |
| (81) | | | | |
| (82) 수입금액 제외 | | | | |
| (83) 합계 | | | | |

| | | |
|-------------------|---------------|--|
| 계산서 발급 및 수취 명세 | (84) 계산서 발급금액 | |
| | (85) 계산서 수취금액 | |

8. 付加価値税の計算構造

(1) 売上税額の計算

1) 一般的なケース

売上税額は課税標準に付加価値税法上税率を適用して計算した金額である。すなわち、事業者が財貨または用役を供給するとき、供給された者から10%の税率を適用して取引徴収した税額の合計額をいう。一方、零の税率が適用される場合には売上税額がなくなる。売上税額は単に税金計算書上の税額を合計するのではなく、課税標準の合計額に税率を掛けて計算し、実際の取引徴収しないみなし供給に対しても売上税額が発生するため、実際に取引徴収した税額の合計額と必ず一致することではない。

2) 貸倒が発生した場合

事業者が供給した財貨または用役に対する売掛金やその他の売上債権が貸倒で回収できない場合には、貸倒金額（付加価値税を含む）に110分の10を掛けて計算した金額（貸倒税額）をその貸倒が確定された日が属する課税期間の売上税額から差し引くことができ、貸倒金額の全部または一部を回収した場合には、回収した貸倒金額に係る貸倒税額を回収した日が属する課税期間の売上税額に加えなければならない（付加 法第45条第1項）。

(2) 仕入税額の計算

1) 控除する仕入税額

売上税額から控除する仕入税額は、次の金額をいう（付加法第38条第1項）。

- ① 事業者が自己の事業のために使用したり、使用する目的で供給された財貨又は用役に対する付加価値税額（事業の包括譲受度の場合、譲受者が代理納付した付加価値税額含む）
- ② 事業者が自己の事業のために使用した又は使用する目的で輸入する財貨の輸入に対する付加価値税額

2) 仕入税額の範囲

㊦ 税金計算書による仕入税額

仕入税額は事業者が自分の事業のために使用したり、使用する目的で財貨又は用役の供給を受けたとき又は財貨を輸入するときにそのための付加価値税額を取引徴収された事実が税金計算書により立証される場合に限り控除される。売上税額が課税標準に10%を適用するのとは異なり、仕入税額は原則として税金計算書上の取引徴収された付加価値税額を控除する。

㊦ クレジットカード売上傳票等による仕入税額

事業者が一般課税者から財貨または用役を供給され、付加価値税額が別途区分されるクレジットカード売上傳票などを発行された場合として、一定要件（クレジットカード売上傳票など受領明細書提出、クレジットカード売上傳票など5年間保管）をすべて満たされる場合、その付加価値税額は控除できる仕入税額である（付加法第46条第3項）。

㊦ 仕入者発行税金計算書による仕入税額

事業者が財貨または用役を供給し、付加価値税法による取引時期に税金計算書を発行しない場合、その財貨または用役を供給される者が管轄税務署長の確認を受けて発行する仕入者発行税金計算書も控除できる仕入税額である（付加法第34条の2第2項）。

㊦ その他の仕入税額

売上税額から控除できるその他の仕入税額には、議題仕入税額、免税事業使用財貨の課税事業転換関連仕入税額、在庫仕入税額、リサイクル廃資源など仕入税額、弁済した貸倒税額などがある。

(3) 納付税額の計算

納付税額とは、事業者が付加価値税課税標準申告とともに管轄税務署に納付しなければならない付加価値税額をいい、供給した財貨又は用役に対する売上税額から仕入税額を控除した金額とする。ただし、売上税額を超える仕入税額は還付税額とする。

ここで売上税額には貸倒税額を加減し、仕入税額には議題仕入税額、リサイクル廃資源仕入税額などその他控除仕入税額が加算され、事業と直接関連しない仕入税額など控除されない税額は差し引かれる。このような納付税額はそのまま課税当局に納付する税額となるのではなく、加算税を加算し、予定申告期間の未還付税額等を控除した金額が実際に納付しなければならない税額となる。

II. 日韓（日韓）インボイス制度の比較

[仕入税額控除方法]

韓国の付加価値税と日本の消費税の計算は、前段階税額控除方式[売上税額-仕入税額=納付税額]と同じですが、仕入税額控除を受けるための取引証明などの形式は多くの違いがあります。

1. 日本国消費税の仕入税額控除要件

- 現在～2023年9月までは日程記載事項が記載された請求書等（区分記載請求書等）の客観的証拠書類の保存方式
- 2023年10月からは、「登録番号、適用税率、税率別に区分された消費税額など」が追加記載された適格請求書（インボイス）を保存した場合、仕入税額控除を受けることになります。

。

2. 韓国の付加価値税の仕入税額控除要件

- 仕入税計算書に表記された付加価値税額のみを控除し、例外的にクレジットカード、現金領収証などの仕入伝票に表記された付加価値税を控除する。

3. 税率の違い

① 日本国消費税の税率区分

| 区分 | 国税 | 地方消費税 | 合計 |
|-------|-------|-------|-----|
| 標準税率 | 7.8% | 2.2% | 10% |
| 軽減税率* | 6.24% | 1.76% | 8% |

* 軽減税率品目：酒類外食を除く食品料品など

② 韓国付加価値税の税率区分

| 区分 | 付加価値税 | 地方付加価値税 | 合計 |
|------|-------|---------|-----|
| 一般税率 | 10% | - | 10% |
| 零細率* | 0% | - | 0% |

* 韓国は地方付加価値税がなく、輸出財貨は税率は0%である（日本国は免税）

4. インボイス様式の比較

⑤ 日本国の適格請求書、支払通知書等（法定書式ではない）

| 請求書 | | |
|--------------------------------|------|---------|
| △△ 商社(株) | | |
| 登録番号 T012345... | | |
| | | |
| (株) 000 貴社 | | |
| 11月分 131,200ウォン 00年 11月 30日 | | |
| 日付 | 品 目 | 金 額 |
| 11/1 | 魚 ※ | 5,000円 |
| 11/1 | 豚肉 ※ | 10,000円 |
| 11/2 | タオル | 2,000円 |
| | ... | |
| 合 計 120,000円 消費税11,200 円 | | |
| <u>8%対象</u> 40,000円 消費税3,200 円 | | |
| <u>10%対象</u> 80,000円 消費税8,000円 | | |
| ※ 軽減税率 対象 | | |

* 日本国消費税のインボイス（適格請求書、2023年10月以降）記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率別に区分して合計した対価の金額（税別度または税含む）および適用税率
- ⑤ 税率別に区分された消費税額など
- ⑥ 書類を交付された事業者の氏名または名称

※ 下線の付いた部分は現行区分記載請求書方式にはないもので、2023年10月から追加されるものである。

* 小売業など不特定多数人に対する販売取引は、インボイスの代わりに適格簡易請求書（簡易請求書）を交付することができる。

支払通知書(4月分) 00年 00月 00日

000(株) 貴社

(株) △△

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認
されたものとします。

支払金額合計 226,800

| 月 | 日 | 取引 | 伝票 番号 | 支払金額 (税抜) |
|---|----------|----|----------|--------------|
| 4 | 1 | 仕入 | 123 | 2,600 |
| | 3 | 仕入 | 456 | 5,900 |
| | 4 | 仕入 | 789 | 30,000 |
| | | | ... | |
| 合 | 仕入額 | | 税率 | 消費税額 |
| 計 | 210,000円 | | 8% | 16,800円 |

仕入伝票(納品書)

0年 4月 1日 伝票番号 : 123~

(品目) (数量) (税抜金額)

食品 1 2,000

日用品 1 600

支払通知書(4月分) 00年 00月 00日

000(株) 貴社

登録番号 : T123456...

(株) △△

※ 送付後一定期間内に連絡がない場合確認
されたものとします

支払金額合計 229,000円

| 月 | 日 | 取引 | 伝票 番号 | 支払金額(税 抜) | |
|-----|---|----------|----------|--------------|--------|
| 4 | 1 | 仕入 | 123 | 8% | 2,000 |
| | | | | 10 | 600 |
| | 3 | 仕入 | 456 | 8 | 5,900 |
| | 4 | 仕入 | 789 | 10 | 30,000 |
| | | | ... | | |
| 合計 | | 仕入額 | | 消費税額等 | |
| 8% | | 100,000円 | | 8,000円 | |
| 10% | | 110,000円 | | 11,000円 | |

仕入伝票(納品書)

0年 4月 1日 伝票番号:123~789.....

(品目) (数量) (税抜金額)

食品 ※ 1 2,000

| | |
|--|------------------|
| | <p>日用品 1 600</p> |
|--|------------------|

* 日本国のインボイス（適格請求書）は売り手発行であり、支払通知書（売り手確認必要）は仕入手発行である。右の支払通知書が適格証憑である。

⑥ 韓国の税金計算書、電子税金計算書様式（法定書式）

税金計算書に下記の内容を必ず記載したときだけ、仕入税額控除を受けることができます。

[별지 제11호 서식]

| 税金計算書 (供給受ける者) | | | | | | | | | | | | | | 本番号 | | | | 券号 | | | | | | | |
|------------------|-------------|----|----|----|-------|-------|-----|----|---|-----|------|-------------|----|------|---|---|----|----|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | 一連番号 | | | | | | | | | | | |
| 供給者 | 登録番号 | | | - | | | | | | | 登録番号 | | | - | | | | | | | | | | | |
| | 商号 (法人名) | | | | | 名前 | | | | | 印 | 商号 (法人名) | | | | | 名前 | | | | | 印 | | | |
| | 事業所 住所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 業態 | | | | | 種目 | | | | | 種目 | | | | | | | | | | | | | | |
| 作生 | 供給価額 | | | | | | | | | | 税額 | | | | | | 備考 | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | 空欄 | 数 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 一 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 一 |
| 年 | 日 | 品 | 目 | 規格 | 数量 | 単 | 価 | 供給 | 価 | 額 | 税 | 額 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 5 | | 100 | | | 500 | | 50 | | | | | | | | | | | | | |
| 合計金額 | | 現金 | 切手 | 手形 | 売掛未収金 | この金額を | | | | | | | 領収 | 請求 | | | | | | | | | | | |
| 550 | | | | | | | | | | | | | する | | | | | | | | | | | | |

22226-28131일 '96.3.27승인

인쇄용지(특급)34g/m2 182mmx128mm

- ① 供給事業者の事業者登録番号
- ② 供給される者の事業者登録番号
- ③ 供給価額と付加価値税額
- ④ 作成年月日

6. 事業者登録制度

- ① 日本国の登録制度申請手続きの概要
- ② 登録申請は2021年10月1日以降に提出が可能（e-Taxで申請可能）
- ③ 登録、公表：登録年月日は2023.10.1. みなす（通知）。
- ④ 2023年10月1日に登録を受けようとする事業者は、原則として2023年3月31日までに申請しなければならない。
- ⑤ 韓国の事業者登録制度
- ⑥ 韓国の事業者（法人,個人,免税）は事業場ごとに事業開始日から20日以内に事業場管轄税務署長に事業者登録を申請しなければならない。

7. 韓国の電子税金計算書制度の普及状況

(1) 導入当時の現状

韓国に電子税金計算書が最初に導入された2010年の様々な研究によると、次のような問題点があると指摘されたことがあります。

- ① 電子税計算書発行事業者の廃業時処理
- ② 税金計算書交付時期に関する争い
- ③ 国税庁の無料サイト運営件
- ④ 税金計算書の発行に関すること
- ⑤ 受信資料の互換と管理
- ⑥ 政策的支援の不在

(2) 発行状況

2010年電子税金計算書制度導入年度には義務発行ではなかったため、2011年から義務発行対象となる法人事業者の自発的な参加により電子税金計算書発行が行われました。2010年国定監査資料によると、第1四半期の場合には法人事業者の73%が電子税金計算書発行に参加し、第2四半期付加価値税申告基準で税金計算書発行実績がある法人事業者36万9千社うち80%に達する29万2千以上の企業が電子税金計算書を発行したことが明らかになりました。

2015年11月に発表された<2015年租税特例深層評価>を通じて発表されたのは、2014年電子

税計算書義務発行対象法人事業者は計50万4千社で、電子税計算書発行比率は99.4%に相当するものである。電子税金計算書義務発行対象個人事業者は計35万2千社でそのうち電子税金計算書発行比率は97.8%に該当しました*。

*：<税減免拒否する税務士業界… 電子計算書控除「虚と実」>、租税日報、2015-11-05

加えて、電子税金計算書普及率を高めるため、2010年から2015年まで租税政策的に電子税金計算書発行税額控除制度を運営しました。国民に初めて導入された電子税金計算書を知って、使用を積極的に推奨しようと税額控除特典を導入しました。最近、この税額控除制度が再導入されました。電子税金計算書の義務発行対象を拡大しながら追加的に導入することとしました。政府立場では税金計算書業務に必要な費用を大幅に減らすことができ、仕入取内訳を作り上げたり、虚偽で税金計算書申告しにくいいため、脱税を防ぐ役割までしています。国民立場では、税金計算書がどのように処理されているかを照会したり、修正、申告を自宅からインターネットに簡単に行うことができます。また、税金計算書の紛失の危険もなく、管理もらくになりました。

(3) その他

すべての法人事業者と個人事業者を対象に強制的に適用することは、現実的に納税義務者に過度に過剰な義務を与える結果になる。

現在、電子税金計算書は個人事業者のすべての事業者に拡大することを目指しています。有人策として電子税金計算書発行税額控除制度を追加導入し、既存に簡易課税者は税金計算書発行対象者ではなかったが、一定金額以上の簡易課税者にまで税金計算書発行義務を導入しました。

一方、電子税金計算書は、特定の売上高以上の一般課税者に限り、義務発行対象を規定しています。簡易課税者は電子税計算書を義務的に発行する必要はありませんが、電子税計算書を発行することになれば、1件当たり200ウォンの税額控除を適用させてくれます。

III. 会計事務所の電子税計算書制度の実務対応ポイント (20分)

1. 毎日の取引発生から会計帳簿への記帳、申告書作成までの流れ

1) 現在

一般的に各一連の取引が行われると企業は相互税金計算書を発行した後に代金を受け取ることとなります。

会計事務所では電子税金計算書で発行された資料の場合、取引先に要請せずに国税庁ホームタックスシステムを利用して資料を照会及びダウンロードして会計帳簿に入力することとなります。各会計プログラムなどから電子税金計算書、クレジットカード内訳、現金領収書内訳などをインポートできるようになっています。ただし、紙で税金計算書を発行した場合には、直接事業主から受け取って会計プログラムに入力していますが、確率的に5%未満と見ているため多くはないと思われます。

国税庁からダウンロードされた資料を取引の金額等に応じて契約書及び追加の証拠資料等を要求し、契約書等に合わせて税金計算書等が発行されたか、適正な代金支給になったかなどを確認することとなります。ただし、この順序は、金額と取引の重要度によって契約前に発生することもあります。

2) 過去

電子税金計算書が導入される以前は紙税金計算書を納税者から渡され、全て会計プログラムに入力をする業務が多かったです。そうすると入力する過程でミスや欠落などが発生することがあり、これにより税務署から連絡が来る場合も多かったです。ただし、電子税金計算書の場合、発行期限が定められているため、発行期限をすぎて発行する場合、加算税のリスクがありますが、紙税金計算書の場合、発行期限に対する確認がほとんど不可能であるため、このような部分については納税者に不便だと思われるかもしれません。

2. 上記の1で発生する実務上の留意点

紙税金計算書等がまだ完璧になくなったわけではないため、売上及び仕入に関する紙税金計算書の紛失危険性があります。そのため、紛失しないように事業者に注意を与える必要があります。税金計算書の場合、相互検証機能を持っているため、紛失により片方の相手方が申告できなかった場合、税務署では自動的に確認され、疎明要求を受けることがあります。また、税金計算書の発給に対する供給時期及び供給価額に関する問題により、税務署から疎明要求等を受けることができるため、これに対する注意も必要です。事業場で専門的な税務知識の不足により誤って発行する場合がありますので、金額が大きい取引の場合には事前に契約書などを検討することが必要です。

IV. 付加価値税の税務調査状況など（20分）

韓国における税務調査とは、各税法で規定する質問調査権又は質問検査権に基づき、調査公務員が納税者の国税に関する正確な課税標準及び税額を決定又は修正するために租税計画により税務調査事前通知又は税務調査通知を実施した後、納税者又は納税者と取引があると認められる者（取引先）等を相手に質問し、帳簿、書類、物件等を検査調査したり、その提出を命じる行為をいう。国税基本法に租税犯処罰手続法により一般税務調査と租税犯則調査に区分します。

1. 税務調査の状況

付加価値税関連税務調査の場合、事業場を管轄する税務署長が行うことを原則とします。ただし、調査対象者の業種、事業規模、業務量、調査の難易度等を勘案して必要な場合には、事業場管轄地方国税庁長が実施することができます。

2. 税務調査でよく指摘される事項

1) 税金計算書発行義務違反者の調査

一連の取引について、税金計算書発行義務者がいる者が税金計算書を発行しなかったとき、これに対する調査をいいます。

2) 資料仲介行為者の調査

架空の税金計算書等を発行して代金を受け取った場合をいいます。

3) 税金計算書の発行に関する供給時期に関する事項

税金計算書を発行したが、供給時期を誤って記載した場合です。

4) 事業用クレジットカード関連内容

5) 免税に関する事項

3. 税務調査で提示する資料等

一般的に税金計算書発行に関する根拠資料を要求することになります。契約書、代金支給証、請求書（国外取引の場合）などを提出し、これをもとに課税官庁で検討をすることになります。場合によっては、取引相手に確認手続き等がある場合があります。

V. 会計事務所の経営について (20分)

1. 新規顧客の獲得方法

一般的に会計事務所を開業すると、近い知人などから紹介を受けます。その後、各自の営業方法により、対面営業、オンライン営業、SNS営業などの方法を活用して営業を行います。紹介を受ける場合もたくさんありますがこの部分は日本と変わらないと思います。

2. 職員の教育方法

職員の教育方法で代表的なのは、韓国税務士会で主管する教育に参加することです。税務社会などでは様々な教育などを提供することになり、各会員事務所では職員を教育等に参加させる仕組みです。まれですが、各会員事務所でも直接教育をする場合もあります。

3. クライアントへの経営アドバイスの方法など

顧客企業の財務比率、損益状況などを参考に、定期的に企業を訪問したり、アウトソーシングなどの業務を行うこととなります。

4. 会計事務所のデジタル化

伝統的な記帳方式から抜け出し、多様にデジタル化が進んでいます。様々なプログラムやプラットフォームなどが現れており、既存の税務市場を脅かしています。これに合わせて会計事務所でもデジタル化を進まなければならないと思います。これまでの会計事務所が労働集約型構造だったと思いますが、今後は最小の人材で最大の効果を発揮できる構造やシステムなどが必要だと思います。これに対応できない専門家は今後競争力がなくなり、収益性が非常に低下すると考えられます。

5. 労務問題

労務問題に対する問題が増加しています。韓国の場合、過去から納税者の4代保険入退社、簡単な労務相談などを処理していました。会計事務所ではよくない存在と言えますが、労務に関連した問題を処理してくれてもお金を追加で受け取るのは難しい事情なのが約8年前から、雇用保険事務代行機関という制度を通じて会計事務所では事務代行機関認定を受け、EDIというシステムを活用して各機関に4代保険業務を処理し、機関から手当などの形で一部保全を受けています。これによりEDIの使用率が増加し、業務処理にも多くの変化があったようです。各4代保険などの資料を会計プログラムでは自動的に収集が可能であり、給与明細書を作成する際にも正確な金額算出が可能になりました。最近になってはそれ以外にも労働法に対する問題が発生しているので、労務士に対する諮問などをする企業も多くなったのが事実です。給与明細書作成、4代保険業務等の処理は会計事務所で行いますが、労働法などの問題に対応するために別途労務士諮問を活用する場合も多くなったようです。

VI. その他

1. 金融機関への財務報告

(1) 紹介

会計事務所では、各申告期間が終わると、付加価値税、総合所得税、法人税などの資料について、財務資料転送サービスを利用して関連機関に直接転送できるようになっています。各機関に提出すると、個別の書面資料は不要であり、各機関では資料を受け取り、審査及び活用することになります。主にMETAGATEというシステムを利用しており、会計事務所が財務資料を転送するとMETAGATEから所定の手数料を頂いています。

METAGATE以下のサービスを提供しています。

企業（または税務事務所）または自社ERPを使用する企業が税務申告に利用した財務情報をオンラインで収集し、Raw Dataでリアルタイム提供する仲介サービスです。

企業がオフラインで税務士から発行された税務会計資料確認印（財務諸表証明印、付加価値税確認印など）を金融機関または保証機関にオンラインで提出して業務の利便性を提供するサービスです。

(2) METAGATEの使用理由

書面を利用して会計事務所から印鑑などを押印して提出することになると、書類の操作リスクがありますので、最近ではスクラップという自動書類集計システムを利用して貸し出し審査及び書類提出などが行われています。スクラップなどを活用することで、健康保険公団の所得資料、総合所得税などの資料、国民年金などの資料など、様々な資料を相手方の同意の上で収集することができるため、別途の書類提出なしで貸出審査などの業務も可能になります。

2. 経理アウトソーシング

伝統的な会計事務所の記帳サービスに加え、月次決算、取引先別債権管理、税金計算書発行管理、送金振替依頼などのサービスを提供しています。高付加価値サービスなので、会計事務所ではソリューションなどが重要だと思います。依頼者のほうでは従業員を採用するよりも経理アウトソーシングサービスを活用した方が費用的に安くて効率です。これが会計事務所が提示する営業ポイントです。